社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第１７回）	
令和４年７月２９日	資料２

子どもの貧困への対応について

１．子どもの貧困への対応（全体の状況）

文部科学省・厚生労働省における子供の貧困対策の総合的な推進

	幼児期	義務教育段階	高校等段階	高等教育段階以上（大学・専門学校）
教育費等の負担軽減	幼児教育・保育の無償化（R１年度～）	要保護児童生徒に対する就学援助	高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等（H22、26年度～）	高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金等）（R２年度～）
	特別支援教育就学奨励費			
		生活保護（教育扶助等）	生活保護（高等学校等就学費・収入認定除外）	生活保護（住宅扶助を減額しない措置）
			進学準備給付金	
			生活福祉資金（教育支援資金）	
		児童養護施設等で暮らす子どもへの支援		
学校における指導・相談体制の充実	幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実		
		貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置		
		補習等のための指導員等派遣事業		
		夜間中学の設置促進・充実		
		各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業		
		学校給食・食育総合推進事業		
	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 外国人の子供の就学促進事業			
地域の教育資源の活用	地域と学校の連携・協働体制構築事業			
			高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進	
	国立青少年教育振興機構が実施する青少年の自立する力応援プロジェクト（体験活動支援）			
	地域における家庭教育支援基盤構築事業等			
	生活保護世帯を含む生活困窮世帯・ひとり親家庭の子ども等への学習・生活支援			

２．子どもの学習・生活支援事業の現状と課題

【データに関する留意事項】

※　令和３年度社会福祉推進事業 「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート 調査（北海道総合調査研究会）

・536 件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率： 59.2 %）の回答を集計。

※　厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

・精査中のため数値が変動する場合あり。

子どもの学習・生活支援事業

令和４年度予算　　594億円の内数
補助率　国１／２

○　「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員ＯＢ等の活用等）。改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

→子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
・高校進学のための学習希望 ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない	・家庭に居場所がない ・生活習慣や社会性が身についていない	・子どもとの関わりが少ない ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援（高校中退防止の取組を含む）

・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
・高校進学支援
・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）　等

生活習慣・育成環境の改善

・学校・家庭以外の居場所づくり
・生活習慣の形成・改善支援
・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援　等

教育及び就労（進路選択等）に関する支援

高校生世代等に対する以下の支援を強化
・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言　等

令和4年度予算（生活支援の充実）

令和４年度予算にて生活習慣・環境改善加算額を400万円増額
→　将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習、保護者への進路相談会の開催など、より手厚い生活支援を行い、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

支援体系

○　生活保護部局や学校等と連携し、生活保護世帯を含む生活困窮世帯に対して、子どもの学習・生活支援事業の周知を行い、事業の参加を促す。

○　自治体は、子どもの学習・生活支援事業により、学習支援のほか、集団行動を学ぶ体験学習や将来を考えるきっかけとなる職業体験、子どもと保護者に対する相談等を実施する。支援にあたっては、地域の子ども食堂や企業、専門職等と連携して実施する。

○　こうした取組を通じて把握した子どもの家庭が抱える課題等については、必要に応じて学校や自立相談支援機関と連携・情報共有を行う。

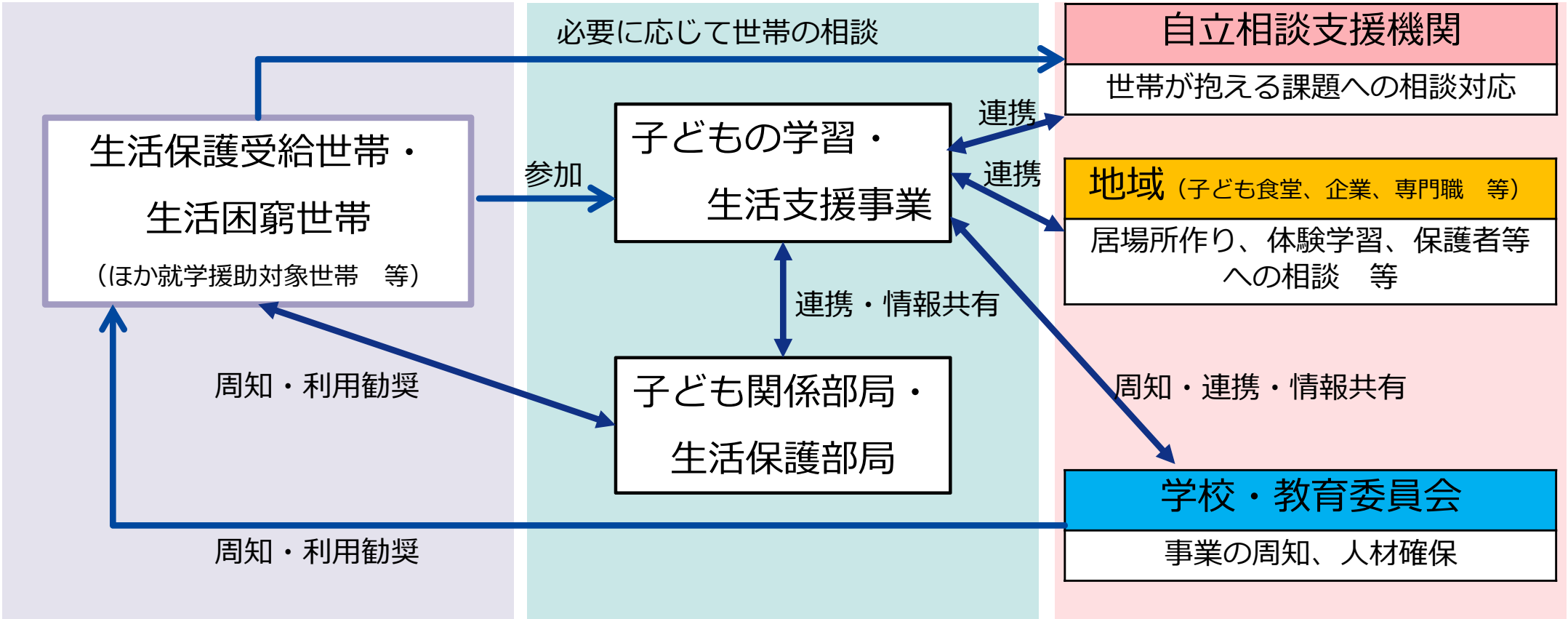

子どもの学習・生活支援事業の実施状況等
概況①

○　子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、６割程度から伸びが鈍化している。人口10万人未満の自治体、特に人口3万人未満の小規模自治体の実施率が低い。委託先はＮＰＯ法人が最も多く、次いで株式会社等となっている。

実施自治体の推移

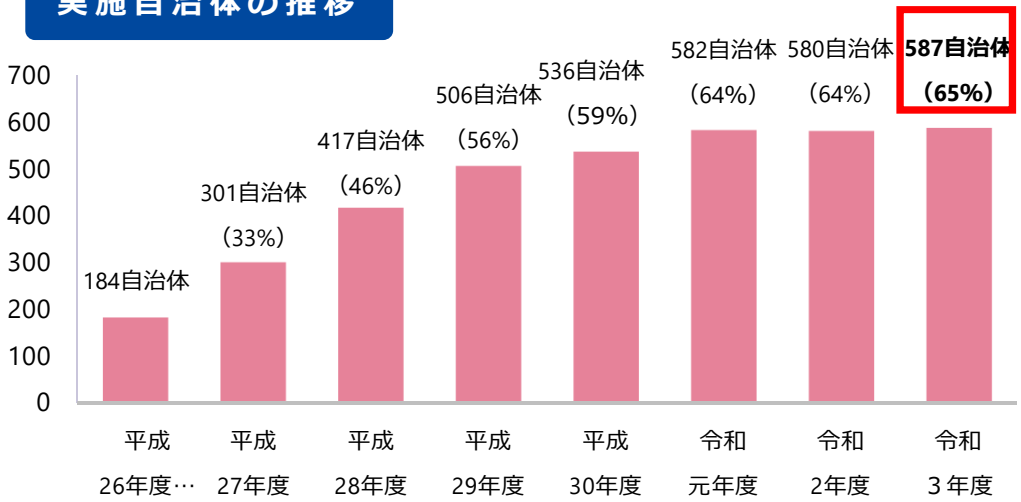

運営方法（n＝587）

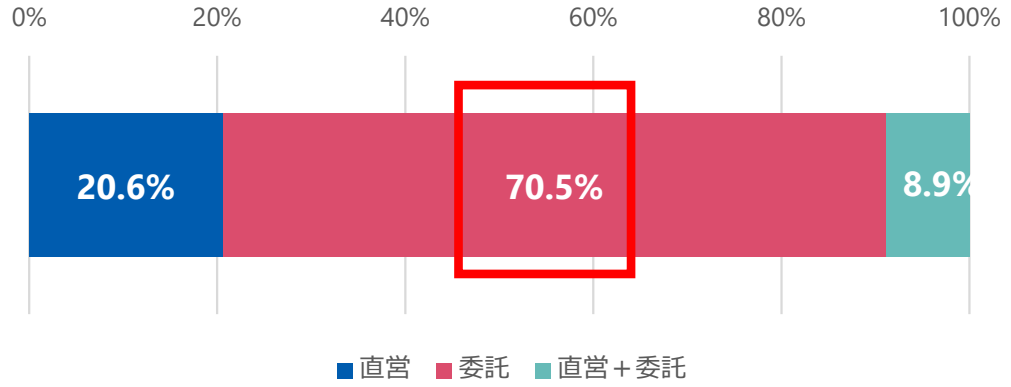

人口規模別の実施状況

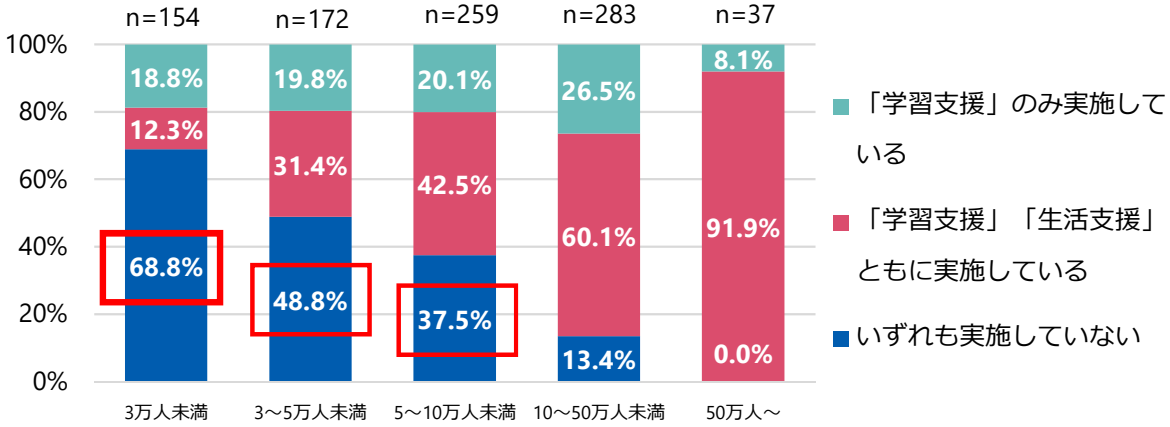

委託先別（n＝466）

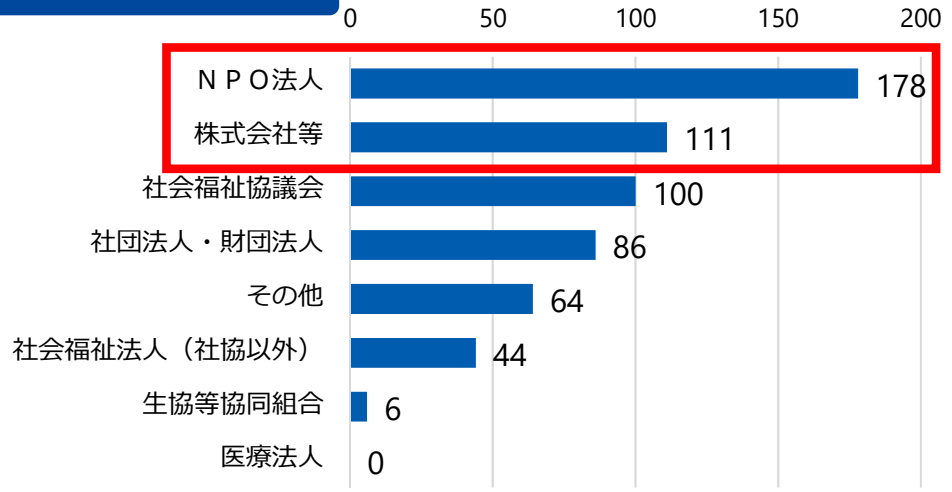

（出典）厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

子どもの学習・生活支援事業の実施状況等
概況②

○　事業の対象世帯は自治体によって様々であり、参加者の属性別では生活保護世帯の子どもが33.3%となっている。また、学年別では中学１年～２年が32.0%、次いで中学３年が25.8%である一方、高校生以上は10.1%とそれほど多くない状況である。

利用人数の推移

（単位：人数）

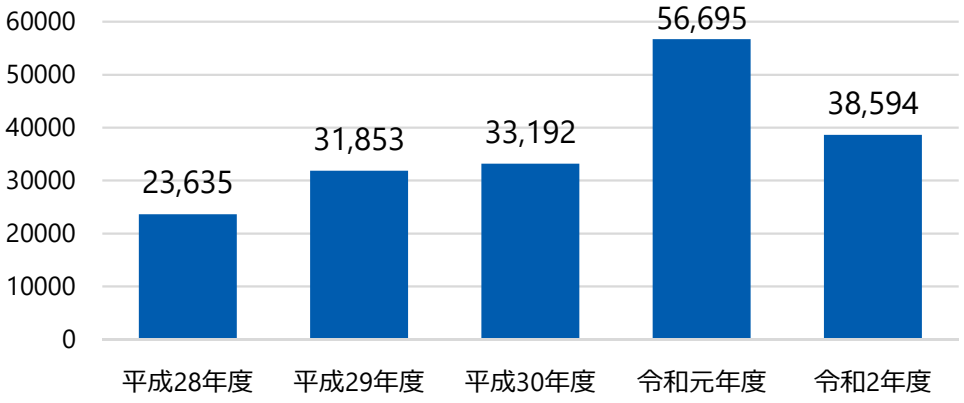

対象世帯（n＝580）

（単位：自治体数）

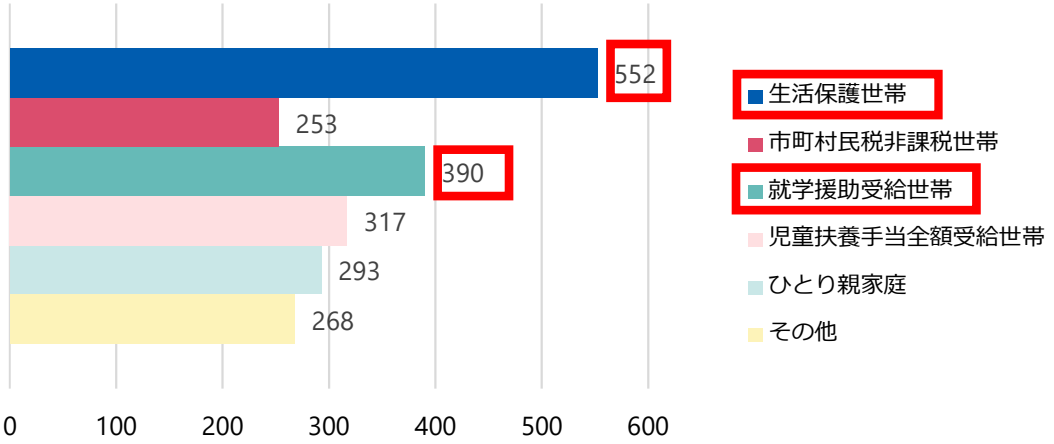

事業の参加者数（n＝38,594）

（単位：人数）

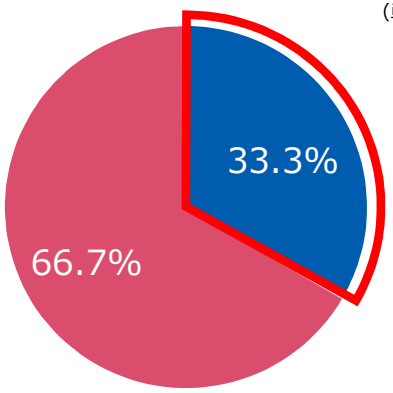

参加者数（n＝36,421）※

（単位：人数）

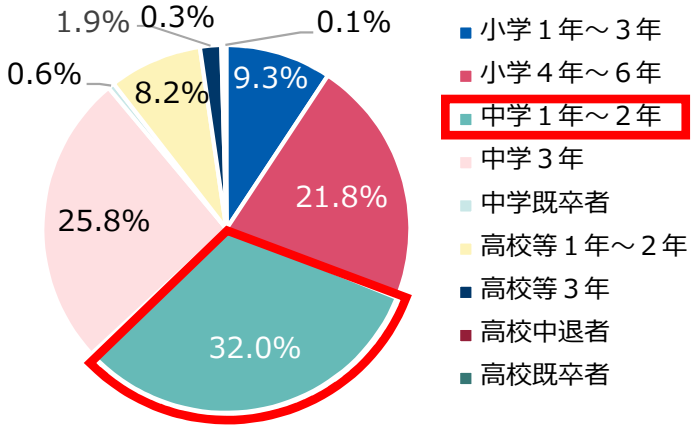

支援の取組状況（n＝580）

（単位：自治体数）

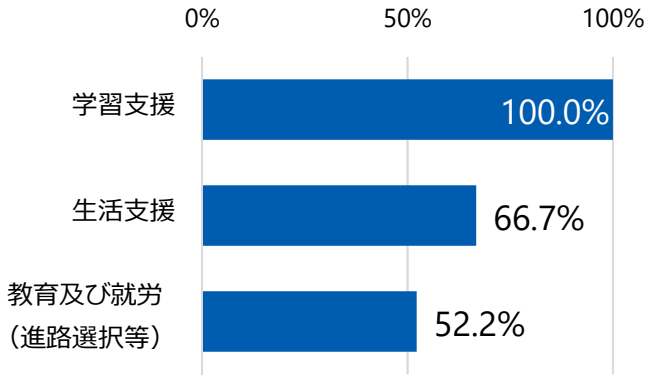

（出典）厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

※学年別の精査が済んでいない人数を除く

生活支援、教育及び就労に関する支援

○　子どもの学習・生活支援事業で生活支援に取り組んでいる自治体のうち、「子どもに対する支援」については、「居場所の提供・相談」「日常生活習慣の形成」「社会性の育成」いずれも約80%程度が取り組んでいる一方で、「体験活動等」は50.3%であった。また、「保護者に対する支援」については、「養育に必要な知識の情報提供」「自立相談支援機関や各種支援施策の情報提供・利用勧奨」はいずれも70%を超えている。さらに、「教育及び就労」に取り組んでいる自治体では、「進学に関する情報提供」「進路選択に関する相談」はいずれも80%を超えている一方で、「就労に関する相談支援」は50.5%であった。

生活支援（子どもに対する支援）

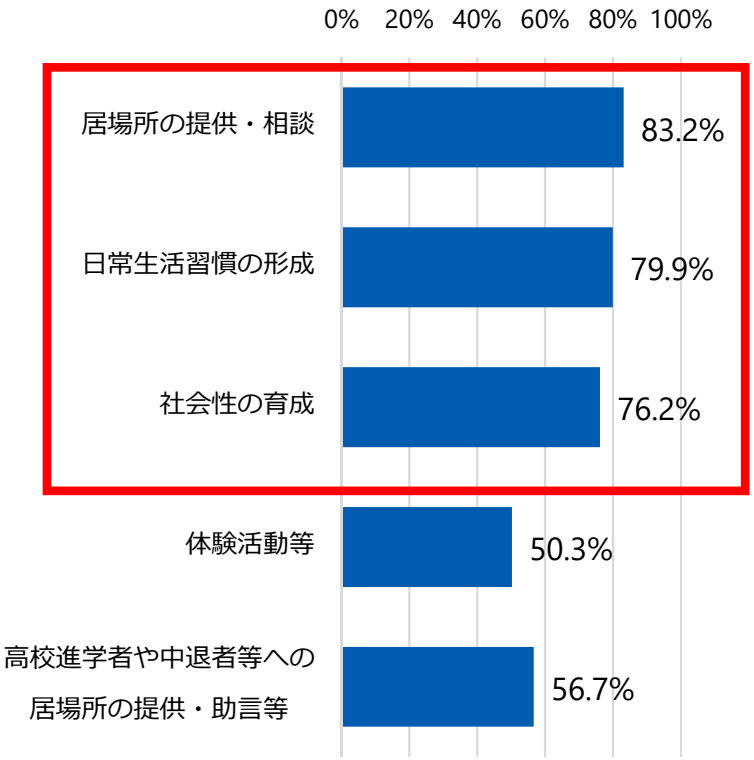

（n=374）

生活支援（保護者に対する支援）

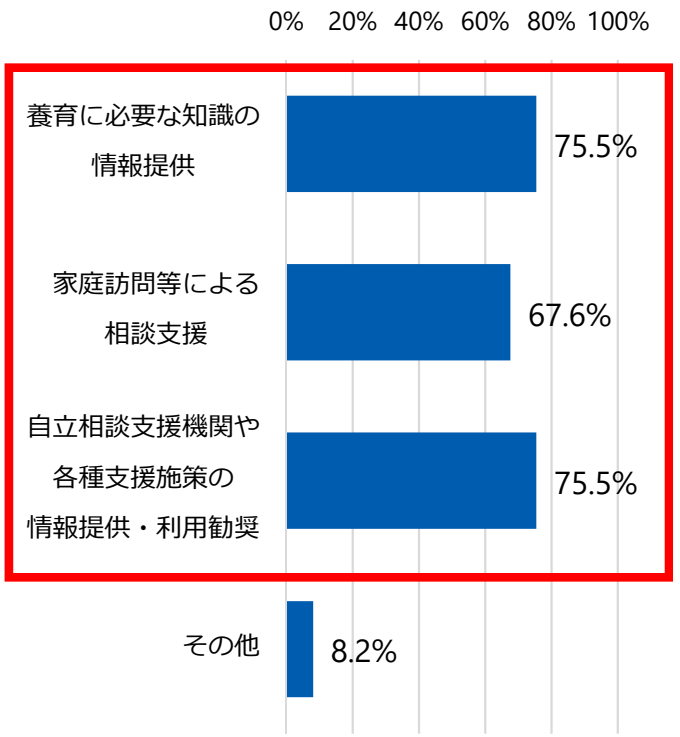

（n=318）

教育及び就労

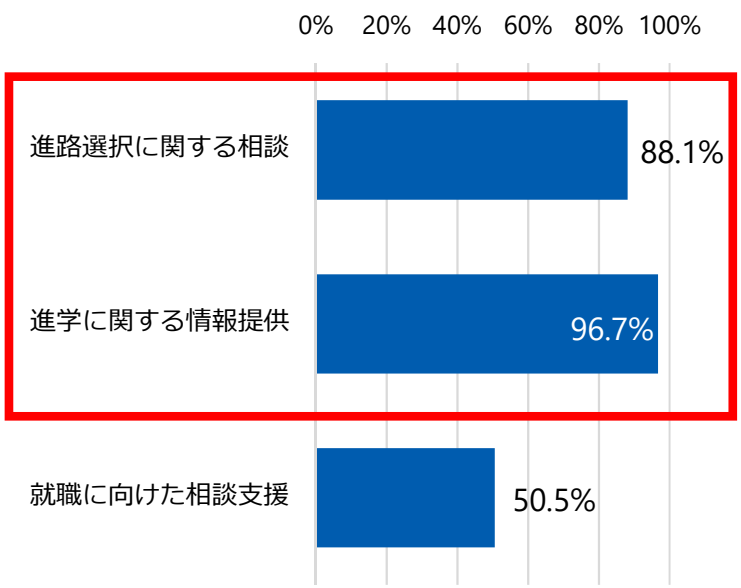

（n=303）

（出典）厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

子どもの学習・生活支援事業の実施状況等

自立相談支援機関への登録等

○　親への支援については、事業参加の際に自立相談支援事業への登録を「必須」としている自治体は28.0%であり、また、必須としていない場合であっても、58.9%の自治体で、「自立相談支援機関に繋げる」「自立相談支援機関に繋げていないが、学習支援事業者が親支援を行っている」に取り組んでいる。

事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談（登録）の必須状況（n＝318）

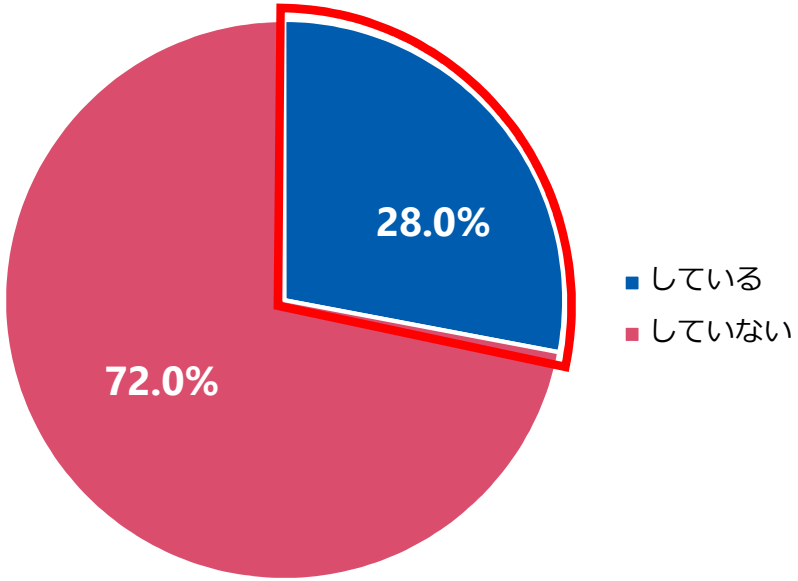

必須としていない場合の対応（n＝229）

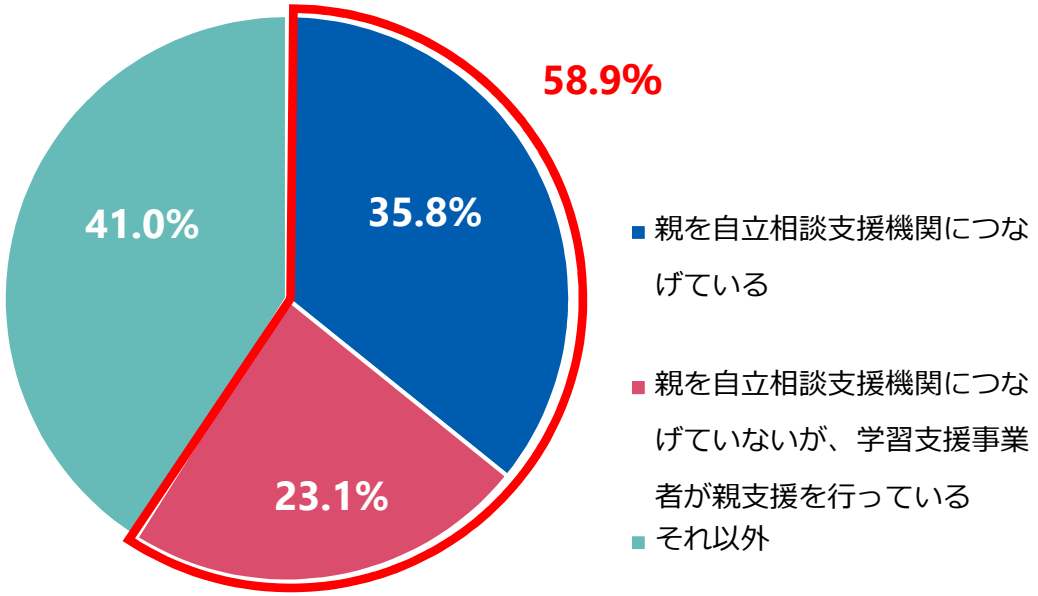

（出典）厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

関係機関・関係団体との連携

○　子どもの学習・生活支援事業の連携先は、「小学校・中学校」「教育委員会」「行政機関（他部局・他部署・他機関）」がいずれも70%を超えている一方で、「児童相談所・児童家庭支援センター」「食料・教材等支援関係団体（フードバンク等）」などは30%未満であった。

連携先（n＝580）

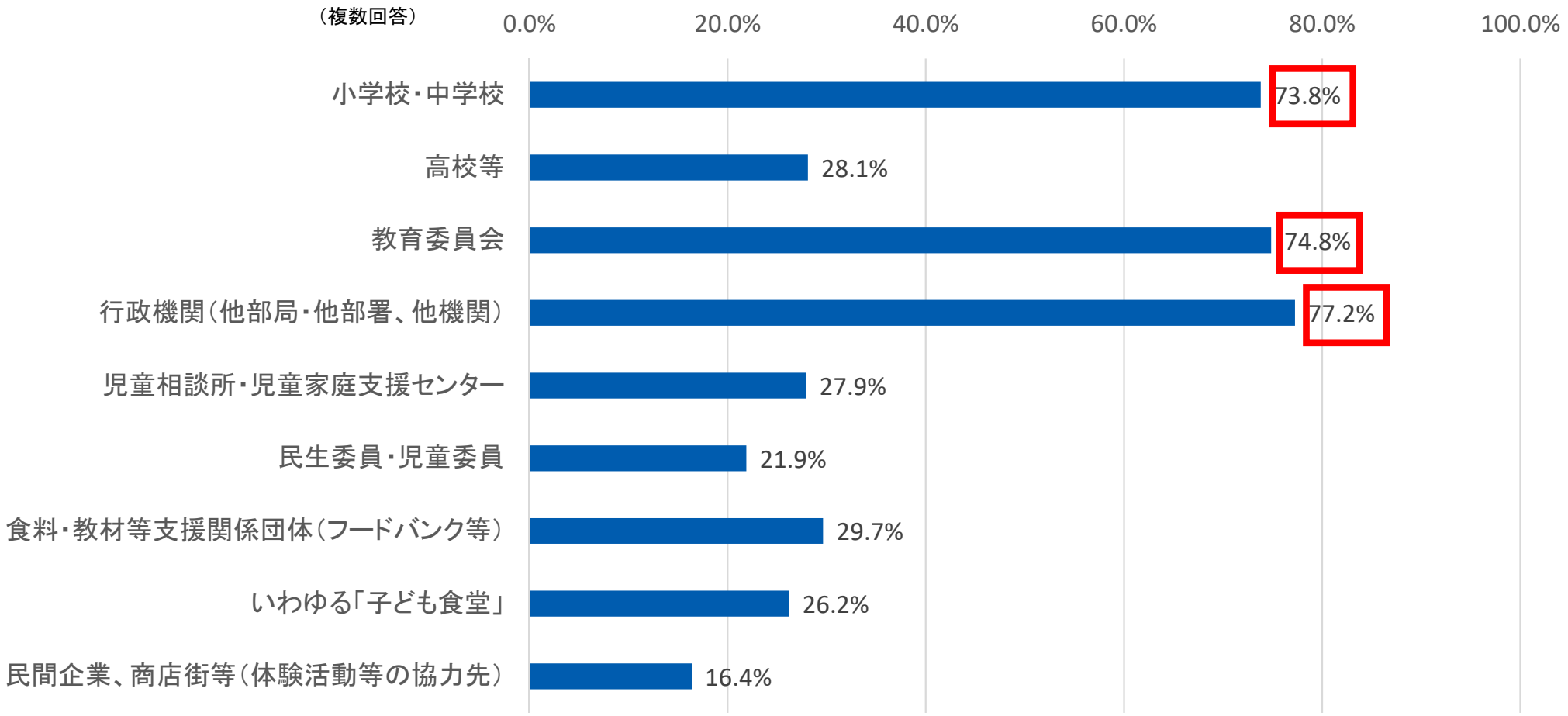

（出典）厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

子どもの学習・生活支援事業と他制度との連携

○　他の学習支援事業と生活困窮世帯の学習・生活支援事業の両事業を実施している場合、一体的に実施している自治体は、「地域未来塾」２自治体（2.4%）、「ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（以下「ひとり親家庭」）　」125自治体（65.8%）、「自治体独自事業」17自治体（29.3%）であった。

○　他の学習支援事業を実施しているが、生活困窮世帯の学習・生活支援事業を未実施の自治体は99自治体ある。

①「地域未来塾」の実施状況　（n=580）

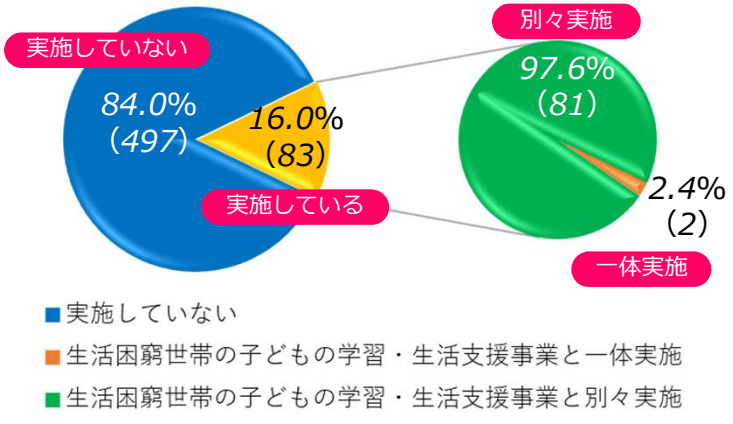

②「ひとり親家庭」の実施状況（n=580）

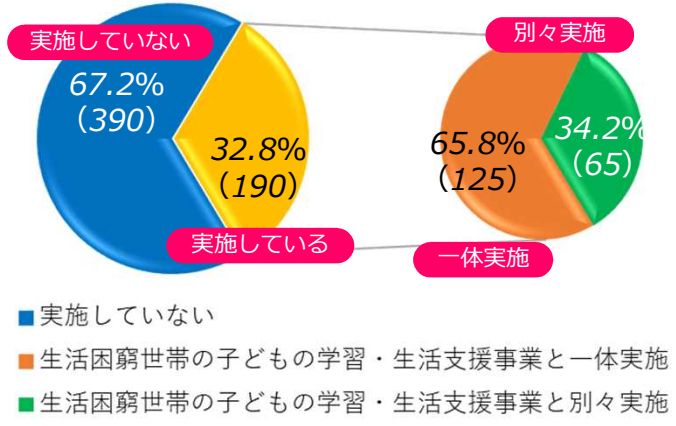

③「自治体独自事業」の実施状況（n=580）

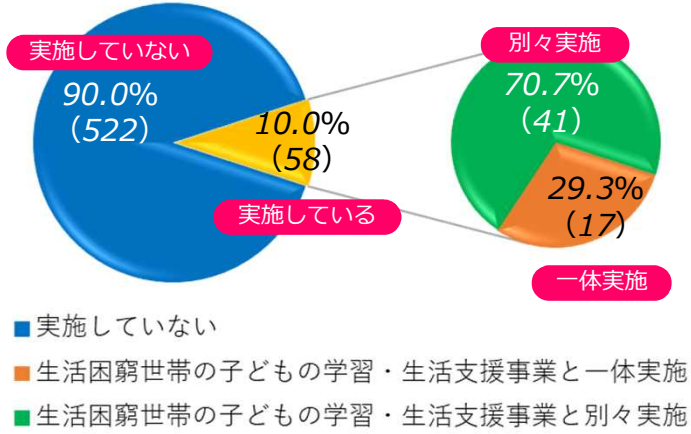

④「地域未来塾」、「ひとり親家庭」、「その他（自治体独自事業など）」の実施状況　（n=905）

実施状況	自治体数	（うち困窮の学習・生活支援） 実施	未実施
3事業（「地域未来塾」、「ひとり親家庭」、「自治体独自事業」）を実施している	8	7	1
2事業を実施している	68	53	15
うち「地域未来塾」、「ひとり親家庭」を実施	35	27	8
うち「地域未来塾」、「自治体独自事業」を実施	15	9	6
うち「ひとり親家庭」、「自治体独自事業」を実施	18	17	1
1事業を実施している	286	203	83
うち「地域未来塾」を実施	60	40	20
うち「ひとり親家庭」を実施	187	138	49
うち「自治体独自事業」を実施	39	25	14

（出典）厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和２年度事業実績調査」

子どもの学習・生活支援事業の支援効果

○　平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を法律上規定したことにより、こうした生活支援を行う自治体が増加した。また、法改正の効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多かった。

○　参加した中学３年生のうち、高校進学した者は98.9%（令和２年度）であり、全世帯平均値に近い実績である。

子どもの学習支援事業の強化（H30改正）による効果

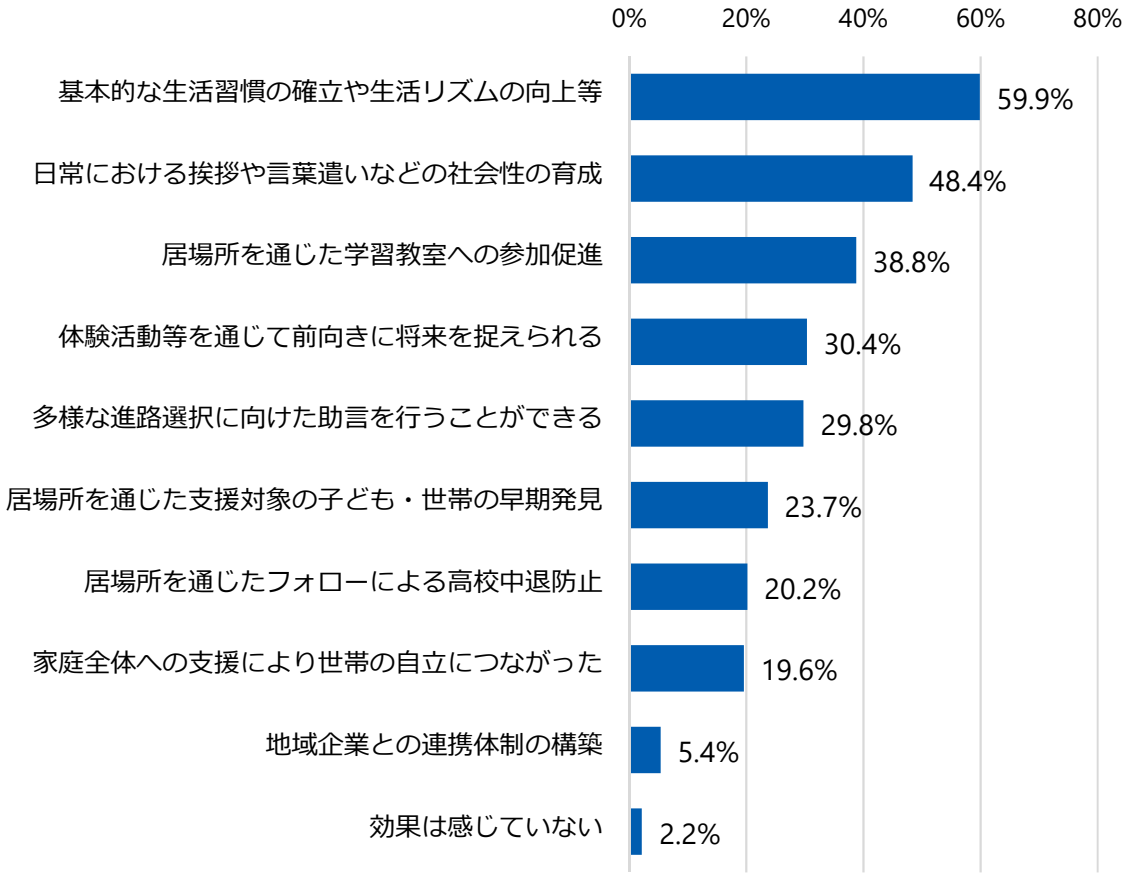

※　令和２年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

中学3年生の進学状況

99.2%（令和元年度実績）（n=13,414）

98.9%（令和２年度実績）（n= 9,386）

（参考）高校等進学率
全世帯98.8 %(R元年度)
98.9 %(R２年度)
生活保護受給世帯94.0%(H31.4.1時点)

支援対象者の高校中退率

1.6%（令和元年度実績）

2.0%（令和２年度実績）

（参考）高校中退率
全世帯1.3 %(R元年度)
1.1 %(R２年度)
生活保護受給世帯4.1%(H30.4.1時点)

子どもの学習・生活支援事業の課題等

○　事業実施の課題としては、「対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」40.1%が最も多かった。また、課題に対応するために考えられる方策としては、「送迎手段の確保」25.4%が最も多く、次いで「学生ボランティア等の確保」20.1%であった。

事業実施の課題（n＝536）

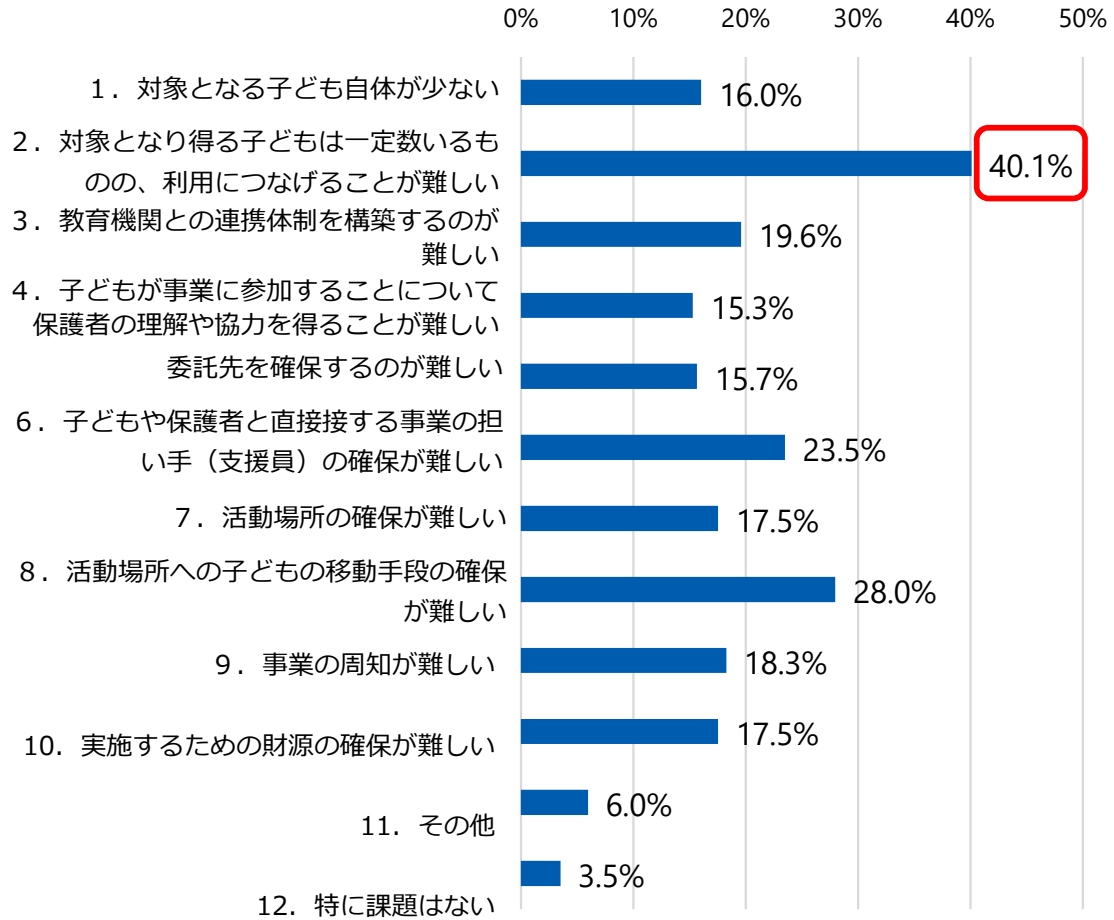

課題に対応するために考えられる方策（n＝536）

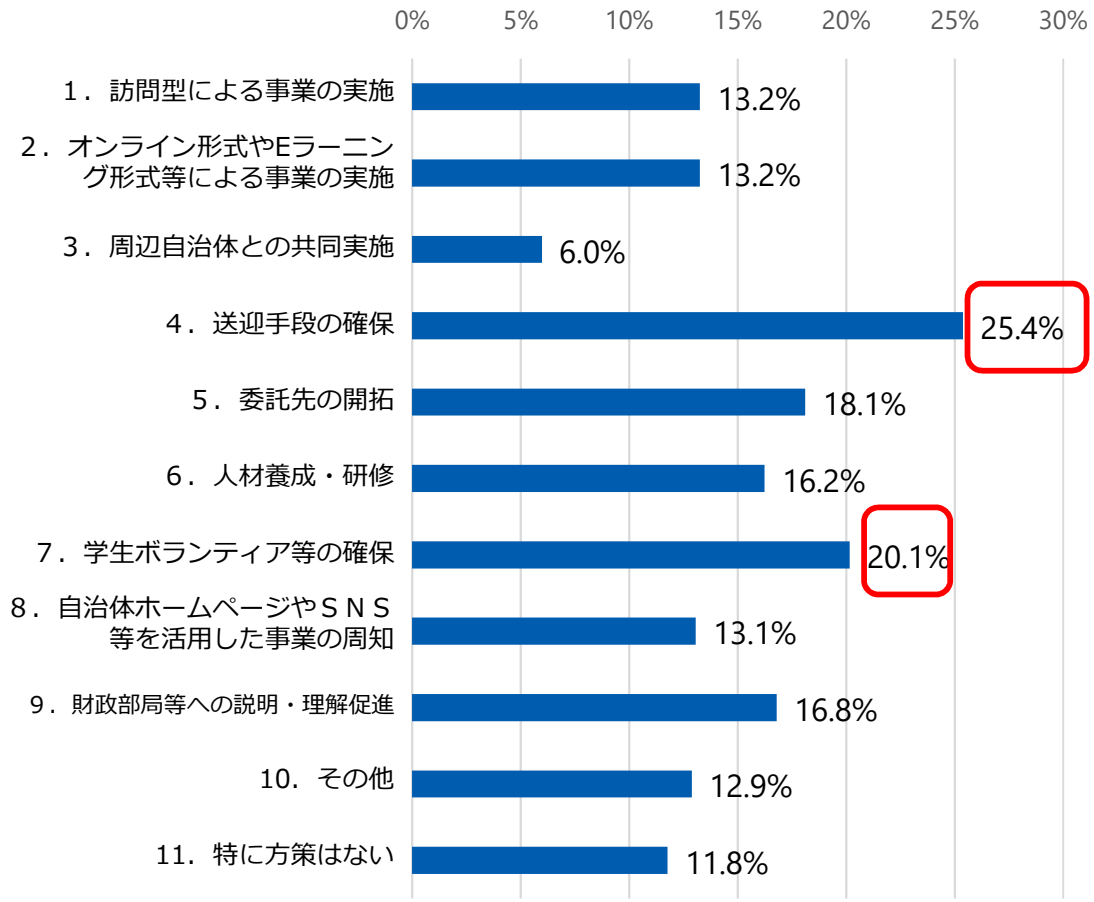

（出典）令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合調査研究会）
※実施・未実施全ての自治体が回答

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況

○　新型コロナウイルスの影響により、一定期間、「主に子どもに対する取組」を中止したり、実施を見送ったりした自治体が多くあった。また、コロナ禍における支援として取り組んだ内容では、「オンライン学習の実施」18.9%が最も多く、次いで「フードバンクと連携した食事支援」16.7%であった。

新型コロナウイルスの影響を受けて実施内容等を変更した点（n＝360）

		1．開催頻度を減らした	2．参加人数を減らした	3．実施内容を変更した	4．一定期間、開催中止や実施を見送った	5．特になし	6．その他	全体
主に子どもに対する取組	1．学習支援	60 17.6%	39 11.4%	72 21.1%	208 61.0%	64 18.8%	25 7.3%	341
	2．居場所の提供・相談等	40 20.1%	30 15.1%	47 23.6%	120 60.3%	46 23.1%	6 3.0%	199
	3．家庭訪問での相談支援・助言	21 15.3%	1 0.7%	16 11.7%	51 37.2%	43 31.4%	10 7.3%	137
	4．体験活動・ボランティア活動等	18 18.8%	10 10.4%	22 22.9%	58 60.4%	13 13.5%	3 3.1%	96
	5．企業見学・職業体験	8 25.0%	1 3.1%	2 6.3%	18 56.3%	6 18.8%	3 9.4%	32
	6．大学等学校見学	1 3.7%	2 7.4%	1 3.7%	14 51.9%	9 33.3%	2 7.4%	27
	7．高校生世代に対する支援	23 15.1%	16 10.5%	35 23.0%	71 46.7%	45 29.6%	7 4.6%	152
	8．小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援	16 15.7%	11 10.8%	23 22.5%	51 50.0%	30 29.4%	4 3.9%	102
主に保護者に対する取組	9．保護者向け相談会・講座・交流会の開催	8 20.0%	2 5.0%	8 20.0%	14 35.0%	14 35.0%	3 7.5%	40
	10．電話やメール等による個別相談	6 4.1%	0 0.0%	5 3.4%	5 3.4%	102 70.3%	7 4.8%	145
	11．家庭訪問による対面相談・助言	23 18.1%	1 0.8%	17 13.4%	40 31.5%	42 33.1%	10 7.9%	127
	12．進学に必要な公的支援等の情報提供	6 4.5%	1 0.8%	10 7.6%	18 13.6%	83 62.9%	3 2.3%	132
その他	13．その他	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	4 40.0%	2 20.0%	10

新型コロナウイルスによる影響下における支援として取り組んだ内容（n＝360）

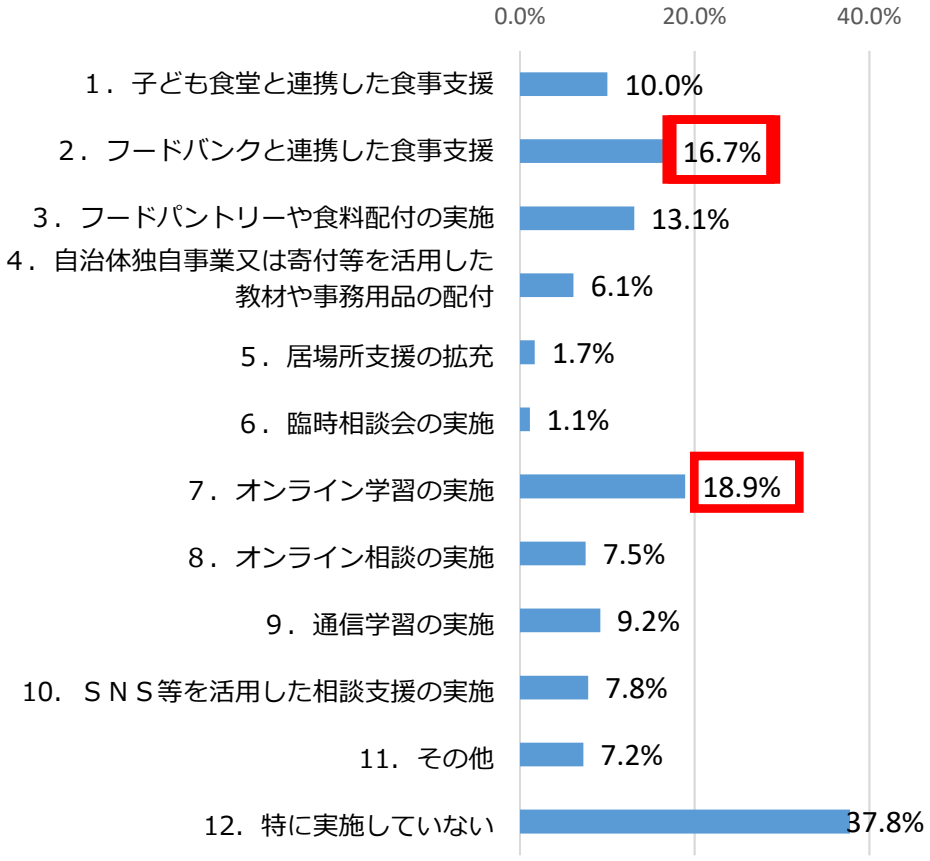

（出典）令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」

自立相談支援機関と連携して生活支援を行っている事例

○　宮城県岩沼市では、子どもの学習・生活支援事業の事業者が子どもの家庭の課題を把握した場合に自立相談支援機関へつないだり、自立相談支援機関が相談支援の中で子育て世帯であることを把握した場合に必要に応じて事業者へつなぐといった、相互につなぎあうことで世帯全体の支援となるよう、事業者と自立相談支援機関が定例会等を設けてケース共有等を行える相互連携の体制を構築している。

宮城県岩沼市

- 主な実施方法
- 対象者：生活保護受給世帯、生活困窮者世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯
- 事業内容：個別指導型学習支援、居場所事業、訪問型学習支援及び生活支援
- 委託先：NPO法人

自立相談支援機関との連携

～相互につなぎあう～

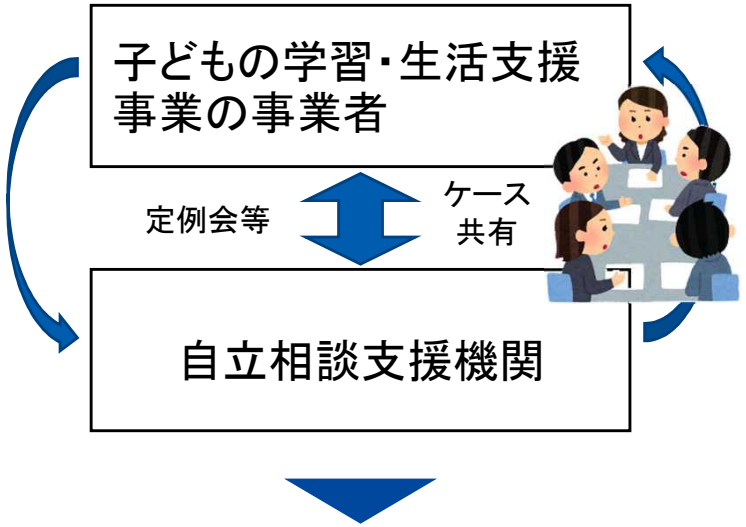

- 連携により相互につなぎあう効果
- 事業者が子どもの家庭の課題を把握した場合に、事業者の家庭訪問に自立相談支援機関が同行することで、多重債務の家庭の早期発見や兄弟のひきこもりへの早期対応につながっている。

近隣市と連携して高校生への支援を行っている事例

○　埼玉県越谷市では、他市の高校に通う高校生、不登校や人間関係等により市内の教室参加が難しい中高生等が学習支援室を利用できるよう、三郷市、八潮市、吉川市と連携し、相互利用の体制を整備している。

埼玉県越谷市

- 主な実施方法
- 対象者：生活困窮世帯・生活保護世帯の小学生（3年生～６年生）、中学生及び高校生等
- 事業内容：個別の学習支援、居場所の常時設置、日常生活の支援、職業体験、体験活動、保護者への支援
- 委託先：一般社団法人

相互利用のイメージ

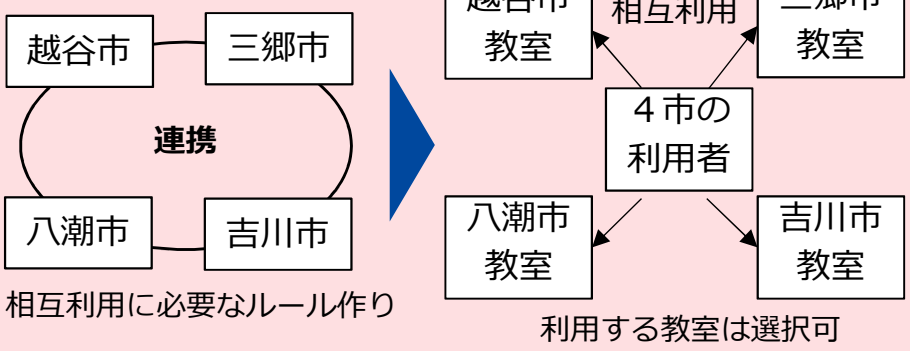

相互利用の調整

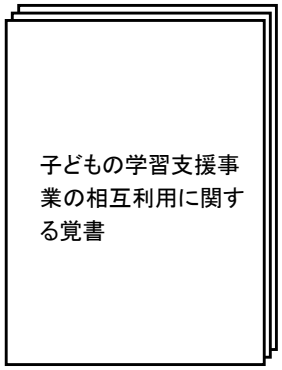

- 越谷市含めた近隣４市による相互利用に関する覚書の取り交わし
- 中学生及び高校生等は４市の学習教室の相互利用が可（※小学生は相互利用不可）
- ４市は支援対象者が円滑に学習教室を利用できるよう利用調整を行う

- 相互利用による効果
  - •教室開催日数や場所の確保

    活動範囲の広い高校生でも通える場所の確保や、自治体単独では困難な頻度で教室を開催できること。
  - •利用者へ複数の選択肢を提供

    教室は４市の全ての教室を利用できるため、利用者の活動範囲にあった場所の提供や、利用していることを知られたくない子どもへのプライバシーの保護にも配慮できる。

将来を考えるきっかけとなる体験活動等に取り組んでいる事例

○　東京都足立区では、生活困窮者自立支援法が施行される以前から、子どもの学習・生活支援事業の前身となる「居場所を兼ねた学習支援」を実施しており、きめ細かい生活支援や、地域と連携した将来を考えるきっかけとなる体験活動等の実施に加え、家庭の情報共有と課題解決支援などに取り組み、子どもを入り口に世帯全体への支援に取り組んでいる。

東京都足立区

● 実施方式

実施方法：集合型＋訪問型

委託先：NPO法人キッズドア、NPO法人カタリバ

事業費：161,442千円（国庫補助額40,925千円）

支援実績：主に週６日。区内４拠点。

対象世帯：生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親世帯　等

対象年齢：中学生及び高校生等

（ワークショップ）

● 利用者のうち中学３年生の進学先

進学決定率	登録人数（中３）	進学				就職等
		人数	全日制	定時制等	その他	
１００%	７３	７３	４６	２２	5	0

きめ細かい生活支援等

- **居場所の提供、体験活動等**：企業見学・職業体験や農業体験、学校見学や地域の祭り、ボランティア活動等、さまざまな活動を行っている。活動にあたっては、アーティストやクリエーターによるイベントや、地元の飲食店によるワークショップ等、地域の町会・自治会、社会奉仕団体、NPO、ボランティア等と連携し、メニューを充実させている。また、課題を持つ子どもにとって今後学ぶべきお金や性についてのリテラシーを育むプログラムを、企業や団体の協力を得て実施している。
- **個別支援**：登録しても参加がない利用者へ相談員を派遣して利用を促し、必要に応じてＳＳＷ、CW等と連携して対応するほか、他の支援機関に繋げる。
- **養育者・世帯支援**：保護者相談会等の開催や、電話・メールによる個別相談も随時実施し、学習や家庭の悩みを聞くとともに、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度（利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等）の利用を促すほか、必要に応じて他の支援機関に繋げている。
- **主な連携先**：中学校、高校、子ども食堂、フードバンク、地域企業等、児童相談所、民生委員　等

● 生活支援等の効果

- 子どもたちの自己肯定感の向上・夢や目標が持てるようになる。
- 子ども食堂・フードバンクと連携することで新たな支援対象の把握に繋がる。また、体験活動を地域と連携することで地域の見守りネットワークが形成される。さらに、児相と連携しておくことで緊急時の連携が円滑となる。

（出典）令和２年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業　報告書」及び厚労省調べにより作成、区の概要や事業費は令和3年10月31日時点

こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　こども施策の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体等の連携及び人材の育成確保に万全を期すこと。特にこどもの教育に関しては、こども施策に関する総合調整機能を担うこども家庭庁と教育行政をつかさどる文部科学省との緊密な連携の確保を図ること。

二　生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援、いじめや不登校への対応、児童虐待防止対策等のこども施策はこども家庭庁設置後においても複数の府省庁が関わることから、こども家庭庁は、こども施策の司令塔として、企画立案、執行、評価及び改善の各段階を通じて積極的に関与し、こどもの最善の利益の実現を図ること。**その際、必要に応じて関係府省庁との協働プロジェクトを展開するなど、組織の枠組みにとらわれない施策の実施に努めること。**また、こども家庭庁がその「役割」を十分に果たせるよう、しっかりとした人員体制の構築を図ること。

三～十　略

特に御議論いただきたい事項

特に御議論いただきたい事項

子どもの学習・生活支援事業について

（生活支援について）
○　子どもの学習・生活支援事業の実施自治体間でも取組に差があることを踏まえ、**都市部と地方部などの異なる地域間でも同等の支援内容が提供されるための方策についてどのように考えるか。**その際、本事業を入り口として世帯支援へつなげるとの本事業の趣旨を踏まえ、**学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していくための方策についてどのように考えるか。**

○　生活支援については、**子どもが成長過程で必要な体験ができるような支援メニューのあり方についてどのように考えるか。**

○　**ヤングケアラー等の個別課題への対応を推進するために、自治体支援のあり方についてどのように考えるか。**

（高校生への切れ目のない支援について）
○　高校生や高校中退者・既卒者に対しては、中退防止や進路選択等に関する支援が重要であることから、**相談支援を更に推進していくための方策についてどのように考えるか。**

（関係機関との連携強化について）
○　子どもや保護者の多様なニーズへの包括的な対応を行うため、地域づくり・ネットワーク形成をさらに推進する方策についてどのように考えるか。
○　また、**関係省庁や関係団体、教育部門等と連携のあり方についてどのように考えるか。**

（その他）
○　学習機会の確保の観点から、オンライン学習の環境整備など、**特に過疎地域や高校生を含めた子どもの利用に繋げるための方策についてどのように考えるか。**

３ー①．生活保護世帯における子どもの貧困の現状と課題

生活保護世帯における「子供の貧困」関連施策

教育・生活の支援

○ **教育扶助等の支給**
・義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準（月額）：2,600円（小）、5,100円（中）
学習支援費（年間上限額）：16,000円（小）、59,800円（中）
入学準備金：64,300円（小）、81,000円（中）　　等

○ **子どもの学習・生活支援事業の実施（生活困窮者自立支援法により法定化（平成27年4月施行））**
・生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整の実施。実施自治体：579自治体（令和3年度）

○ **高等学校等就学費の支給（生業扶助）**
・高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額（月額）：5,300円
学習支援費（年間上限額）：84,600円
入学料及び入学考査料　　等

○ **子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）**
・生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ **進学準備給付金の給付**
・生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。

○ **住宅扶助を減額しない措置**
・生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。

○ **大学等の進学費用の収入認定除外**
・以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入（平成26年４月から実施）
奨学金を含む恵与金・貸付金（平成28年７月から実施）

○ **児童養育加算の支給**
・児童の養育に当たる者に支給。
第１子及び第２子　月額：10,190円（３歳未満：14,520円）
第３子以降　　月額：14,520円

○ **母子加算の支給**
・父子又は母子世帯に支給。
第１子　月額：18,800円（1級地の場合）、第２子以降加算有

その他の支援

○ **親への就労支援の実施**

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標（令和３年4月時点）

① 高等学校等進学率：93.7%
② 高等学校等中退率：3.6%
③ 大学等進学率：39.9%
④ 就職率（中学校卒業後）：1.0%
⑤ 就職率（高等学校等卒業後）：41.3%

※実線：「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年１１月２９日閣議決定）に掲載のある施策。点線：「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

生活保護世帯における高校生に対する支援

高校等就学時

進路選択時

大学等就学時

保護費で支給

高校就学に
必要最小限度の額

公立高校就学費用
（参考書代等）

進学準備給付金

新生活の立ち上げ費用

保護費を減額しない取扱い

私立高校就学費用
修学旅行費用等

学習塾等費用

大学等入学金・受験料、
転居費用など
※大学等の授業料は含まない。

保護費は支給しない（ただし、同居の場合 住宅扶助は減額しない）

高等教育の修学支援新制度（文部科学省）

大学・専修学校等　授業料、生活費等

生活保護世帯における高校生に対する支援

○　高校卒業後就職した者への支援と、大学等進学者への支援とを比べると、以下のとおり。

	高卒就職者	大学等進学者
一時金	ー （※１）	・進学準備給付金 一人暮らし：30万円 同居：10万円 （個人単位）
引っ越し代等	・移送費 ・就職支度費 （32,000円以内）	ー
人数（※２）	4,555人	4,400人

（※１）就労自立給付金（上限15万円（世帯単位））の支給の可能性はあるものの、支給は世帯全体が保護廃止となった場合に限る。また、廃止前６ヶ月間の勤労収入の仮想積立を行うため、高校在学中に就労収入を得ていなかった高卒就職者のいる世帯に対しての支給額は基本額の３万円となる。

（※２）高卒就職者の人数、大学等進学者の人数は令和３年

高等学校等、大学等進学率の推移

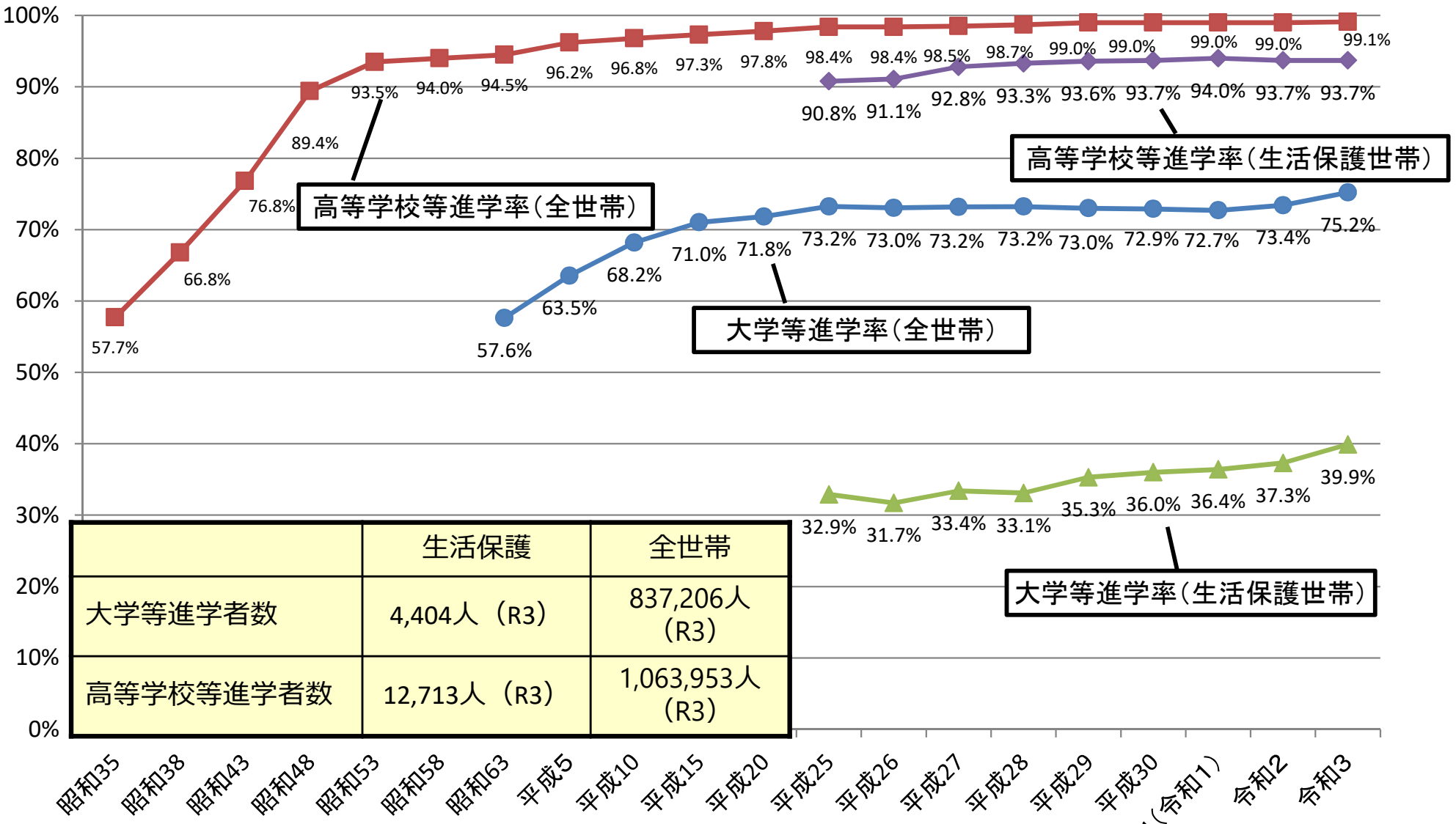

	生活保護	全世帯
大学等進学者数	4,404人（R3）	837,206人（R3）
高等学校等進学者数	12,713人（R3）	1,063,953人（R3）

（注1） 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。
（注2） 各年3月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率
（注3）「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。
（注4）令和4年8月2日時点で自治体に確認が取れた数値を記載。

（出典）文部科学省「学校基本調査」を基に保護課にて算出（全世帯）
保護課調べ（生活保護世帯）

生活保護世帯の子どもの進学率等の経過

指標	平成25年4月1日時点（子供の貧困対策に関する大綱掲載時）	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	【参考】全世帯（直近値）
①高等学校等進学率	90.8% （20,774人/22,875人）	91.1% （19,799人/21,732人）	92.8% （18,886人/20,346人）	93.3% （18,306人/19,624人）	93.6% （17,641人/18,844人）	93.7% （16,219人/17,317人）	94.0% （14,867人/15,818人）	93.7% （13,732人/14,651人）	93.7% （12,713人/13,572人）	99.1%
② 高等学校等中退率 ※生活保護世帯に属し、令和2年4月1日時点で高等学校等に在籍していた者のうち、令和3年3月末までの間に中退した者の割合	5.3% （2,811人/53,295人）	4.9% （2,609人/52,866人）	4.5% （2,323人/51,234人）	4.5% （2,296人/51,330人）	4.1% （1,971人/47,810人）	4.1% （1,884人/45,913人）	4.3% （1,815人/42,001人）	4.1% （1,593人/39,100人）	3.6% （1,328人/36,873人）	1.1%
③ 大学等進学率	32.9% （4,220人/12,832人）	31.7% （4,242人/13,393人）	33.4% （4,550人/13,604人）	33.1% （4,619人/13,938人）	35.3% （4,282人/12,147人）	36.0% （4,335人/12,041人）	36.4% （4,322人/11,879人）	37.3% （4,228人/11,344人）	39.9% （4,404人/11,024人）	75.2%
うち、大学・短大進学率	19.2% （2,465人/12,832人）	18.5% （2,476人/13,393人）	20.0% （2,715人/13,604人）	19.0% （2,655人/13,938人）	19.0% （2,305人/12,147人）	19.9% （2,400人/12,041人）	19.6% （2,332人/11,879人）	21.0% （2,383人/11,344人）	21.6% （2,376人/11,024人）	54.0%
うち、専修学校・各種学校進学率	13.7% （1,755人/12,832人）	13.2% （1,766人/13,393人）	13.5% （1,835人/13,604人）	14.1% （1,964人/13,938人）	16.3% （1,977人/12,147人）	16.1% （1,935人/12,041人）	16.8% （1,990人/11,879人）	16.3% （1,845人/11,344人）	18.4% （2,028人/11,024人）	21.2%
④就職率（中学校卒業後）	2.5% （573人/22,875人）	2.0% （444人/21,732人）	1.7% （341人/20,346人）	1.6% （308人/19,624人）	1.3% （243人/18,844人）	1.5% （255人/17,317人）	1.4% （214人/15,818人）	1.0% （151人/14,651人）	1.0% （141人/13,572人）	0.2%
⑤ 就職率（高等学校等卒業後）	46.1% （5,915人/12,832人）	43.6% （5,833人/13,393人）	45.5% （6,194人/13,604人）	44.3% （6,171人/13,938人）	47.9% （5,817人/12,147人）	46.6% （5,612人/12,041人）	47.1% （5,592人/11,879人）	43.7% （4,953人/11,344人）	41.3% （4,558人/11,024人）	16.5%

出典：生活保護世帯の指標は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
全世帯の①④は、令和３年度文部科学省「学校基本調査」を基に算出。
全世帯の③⑤は令和３年度文部科学省「学校基本調査」を基に厚生労働省社会・援護局保護課で算出。
全世帯の②は、令和２年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。
注１：平成24年以前の進学率等は把握していない。
注２：「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。　注３：令和4年8月2日時点で自治体に確認が取れた数値を記載。

生活保護世帯の子どもが家庭で勉強を行う環境の状況

○　生活保護世帯の子どもは、一般世帯の子どもと比べて、「自宅で勉強をすることができる場所」、「自分専用の勉強机」がない割合が高くなっており、家庭（養育）環境に差があることがうかがえる。

生活保護世帯の子ども

図表 2-2-2-3　自分が使うことができるものの保有の状況

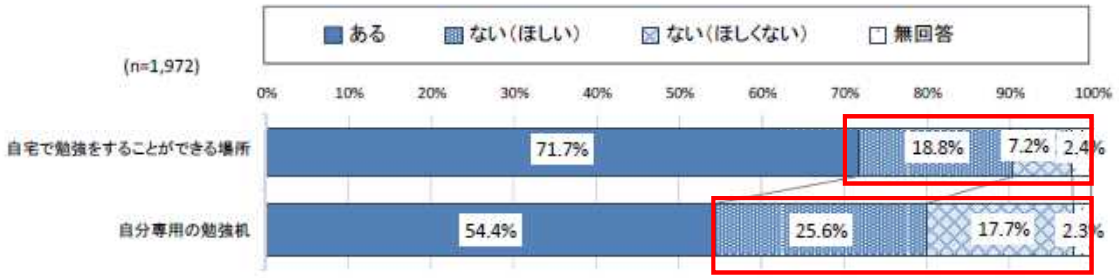

一般世帯の子ども

表 2-2-2-5　（参考：東京都調査）教育段階別、自分が使うことができるものの保有の状況

※　平成30 年度　生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業　報告書より抜粋

子どものいる生活保護世帯の保護者と周囲の人との関わり

○　生活保護世帯の保護者は、「地域行事への参加」、「近所の人との会話」について、「よくある」、「ときどきある」が低く、周囲との関わりあいが少ないことがうかがえる。また、「まったくない」の割合も高い。

生活保護世帯の保護者

図表 2-1-6-1　周囲の人との関わり

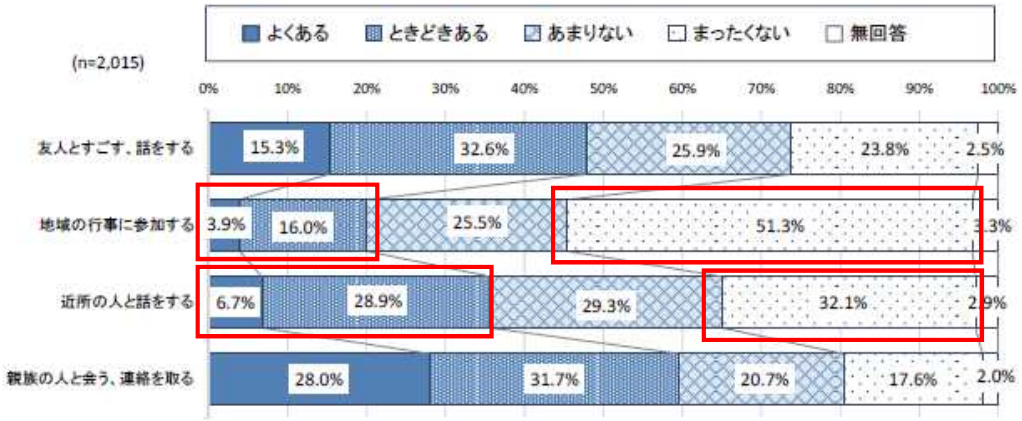

一般世帯の保護者

図表 2-1-6-2　（参考：民間調査）周囲の人との関わり
（「よくある」または「ときどきある」の割合）

	小学１～3 年生の保護者	小学 4～6 年生の保護者	中学生の保護者	高校生の保護者
友人とすごす・話をする	75.6%	72.8%	72.1%	71.7%
地域の行事に参加する	69.3%	64.5%	53.2%	43.6%
近所の人と話をする	63.2%	57.7%	53.3%	49.7%

※　平成30 年度　生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業　報告書

ケースワーカーによる子どもの生活・進学等に関する支援について

○　ケースワーカーによる生活保護世帯の子どもの生活・進学等に関する支援については、以下の通知等において示されている。

◆　生活保護問答集について（平成21 年３月31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

問７－８０－３　学習支援費の給付手続

⑵ 収入申告を求める際の留意点

（略）学習支援費の給付に当たっては、**保護の実施機関は日頃の訪問調査や生活相談等を通じて、当該被保護者のクラブ活動の状況の把握に努めるとともに、被保護者に対して、クラブ活動に要する費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するよう助言指導されたい。**

◆　生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日 社援保発0723第1号）（抄）

⑵ 収入申告を求める際の留意点

（略）また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

さらに、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、**基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。**

◆　生活保護法による進学準備給付金の支給について（平成30年6月8日 社援発0608第6号）（抄）

８　給付金の周知について

保護の実施機関は、高校生等の子どものいる世帯を中心に早期から進路の把握に努め、大学等への進学を希望している高校生等に対する給付金の周知を行い、大学等への進学を希望する者が、経済的な理由で進学を断念することがないようにすること。

あわせて、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による貸与金又は給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による福祉資金の貸付け、生活福祉資金（教育支援資金）等、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に利用可能な支援制度についても、教育担当部局及び社会福祉協議会その他の関係機関と協力して周知を図ること。

自立支援プログラム策定率（令和２年度実績）

○　経済的自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は894自治体（全福祉事務所（906自治体）に占める割合：98.6%）、2,578プログラムとなっている一方で、子どもの健全育成に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は経済的自立に関するものと比べ少ない状況（252自治体、485プログラム）。

自立支援プログラム等の取組状況調査（令和２年度実績）

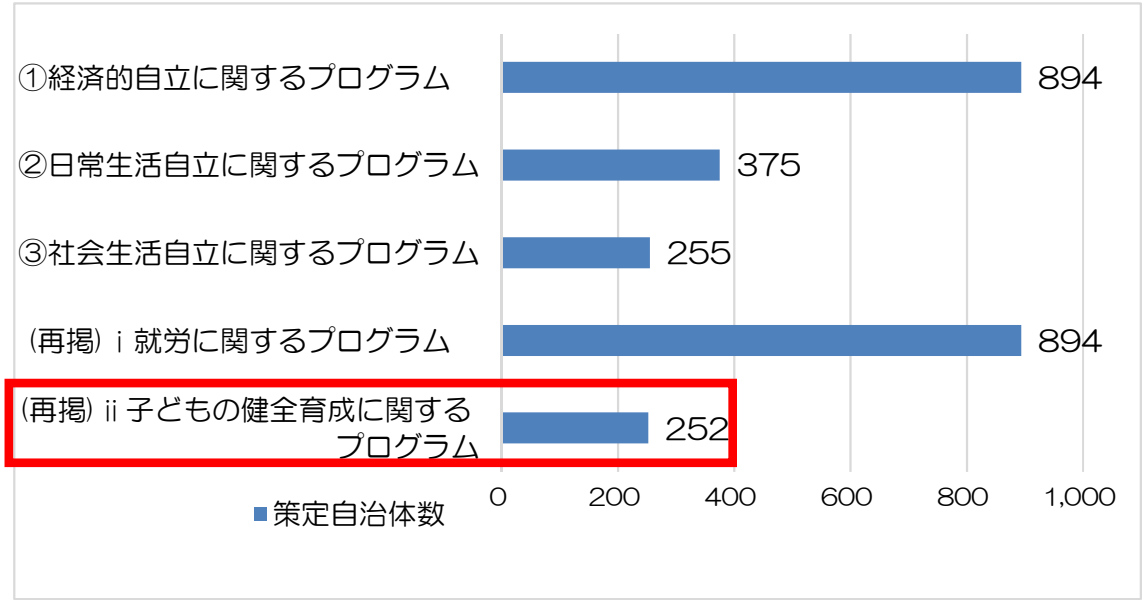

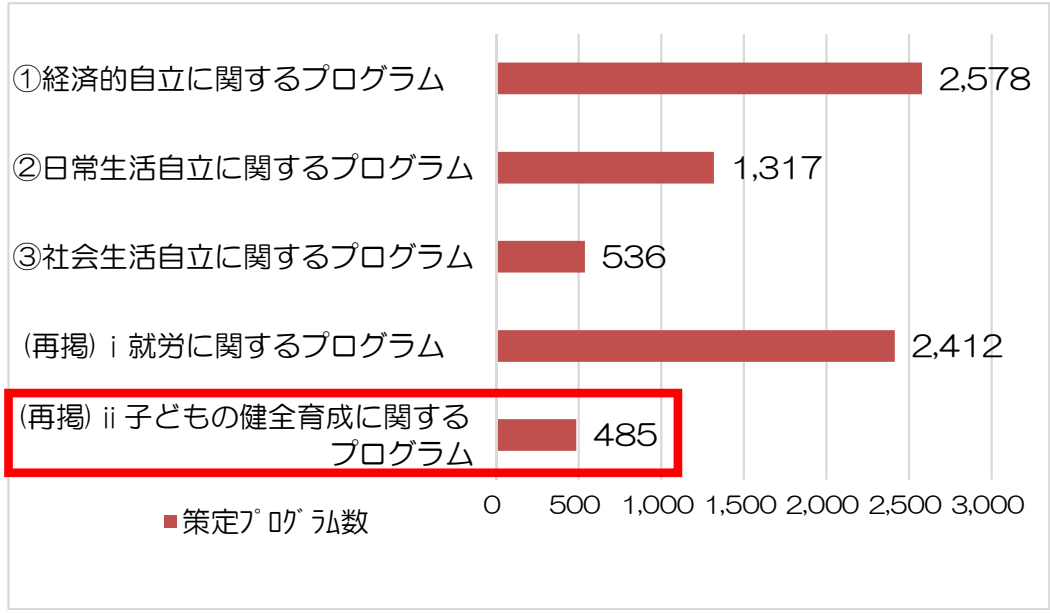

	策定自治体数(a)	策定ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ数	策定率(a/905)	参加者数(ｱ)	達成者数(ｲ)	達成率(ｲ/ｱ)
①経済的自立に関するプログラム	894	2,578	98.8%	257,569	96,248	37.4%
②日常生活自立に関するプログラム	375	1,317	41.4%	239,359	96,633	40.4%
③社会生活自立に関するプログラム	255	536	28.2%	44,355	30,517	68.8%
(再掲) ｉ 就労に関するプログラム	894	2,412	98.8%	169,558	71,710	42.3%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	252	485	27.8%	36,340	24,355	67.0%

①経済的自立に関するプログラム
　「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計
②日常生活自立に関するプログラム
　日常生活自立に関するプログラムの合計
③社会生活自立に関するプログラム
　社会生活自立に関するプログラムの合計
（再掲）ｉ 就労に関するプログラム
　「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、査察指導員・ケースワーカーのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計
（再掲）ii 子どもの健全育成に関するプログラム
　母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもの学習・生活支援事業」を活用して支援を行うもの、（学習・生活支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

個別支援プログラムの取組事例

生活保護受給世帯の中高生やその養育者に対する支援

1 事業の目的

○　各福祉保健センターに教育支援専門員を配置し、生活保護受給世帯の中高生やその養育者に対する、高等学校等に関する情報提供や進学に関わる各種貸付制度の案内や手続き支援を行う。また、不登校やひきこもり等の児童に対し各種相談機関の利用勧奨や連携した支援を行うことにより、将来的に自立できる力をつけられるよう支援することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

※**直営**により事業を実施

○　**支援対象者**
生活保護受給中の中学生・高校生・その養育者
（→原則、生活保護受給世帯で、世帯員に中学生、高校生がいる世帯は本事業の対象者となる。）

○　**支援内容**

- ■　**定期的な家庭訪問**（ケースワーカーの同行もあり）
- ■　**窓口での面接**
- ■　**高校進学に関する情報提供**
- ■　**進学についての意欲の喚起**
- ■　**各種貸し付けの情報提供**
- ■　**学習支援事業への参加勧奨**
- ■　**高校の進学状況の把握**
（高校の定着支援・中退防止）

3 特筆すべき点

○　支援に当たる教育支援専門員は教育に携わっていた方々である。

○　教育支援専門員が会計年度任用職員で生活支援課に所属していることから、同専門員は、担当ケースワーカーと円滑に連携を図っている。

○　教育支援専門員は、学校や児童相談所などの関係機関とも連携を図り、対象者にとって必要な支援を行っている。

福祉事務所に聞いた今後特に重要と考えられる取組内容

○　子どもに対する支援として重要と考えられるものは、「学習支援の充実」が最も多いが、「自立へ向けた意識付け」、「進学支援」も次いで多くなっている。
○　保護者に対する支援として重要と考えられるものは、「教育・啓発、意識改革」が64%で最多。
○　福祉事務所での取組として重要と考えられるものは、「関係機関、社会資源との連携」が65%で最多。

子どもに対する支援

図表 3-2-2-4　今後特に重要と考えられること
（子どもを対象とした支援等に関する自由記述の回答整理）

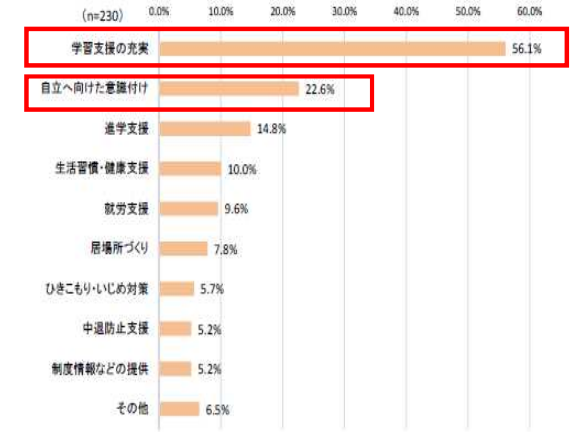

保護者に対する支援

図表 3-2-2-8　今後特に重要と考えられること
（保護者に対する支援等に関する自由記述の回答整理）

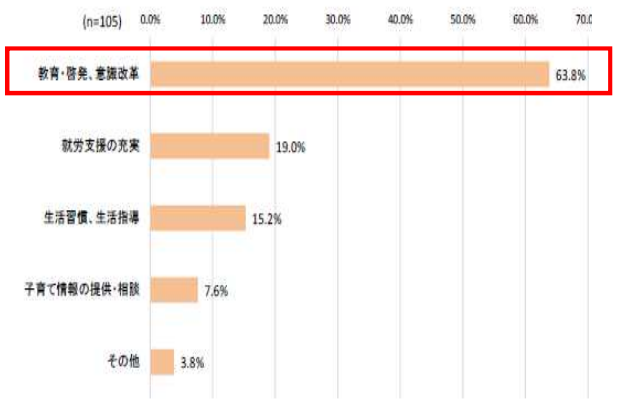

実施機関の体制

図表 3-2-2-6　今後特に重要と考えられること
（公的機関の体制充実に関する自由記述の回答整理）

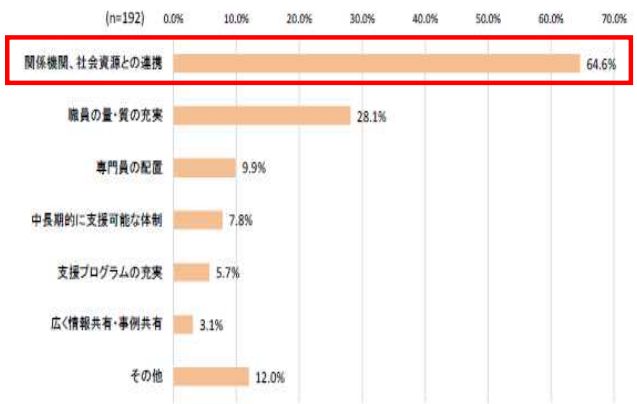

※　平成30 年度　生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業　報告書

※　福祉事務所にアンケートを行い、子どもの自立助長のための支援にあたり、今後特に重要と考えられる取組について自由回答

福祉事務所に聞いた子育て世帯への支援の課題

○　自治体における子育て世帯への支援の課題としては、「保護者との信頼関係構築・対応が難しい」、「子どもとの接触・対応が難しい」、「ケースワーカーの専門性の不足・時間的余裕がない」が主なものとなっており、現状の支援体制での対応の限界がみてとれる。

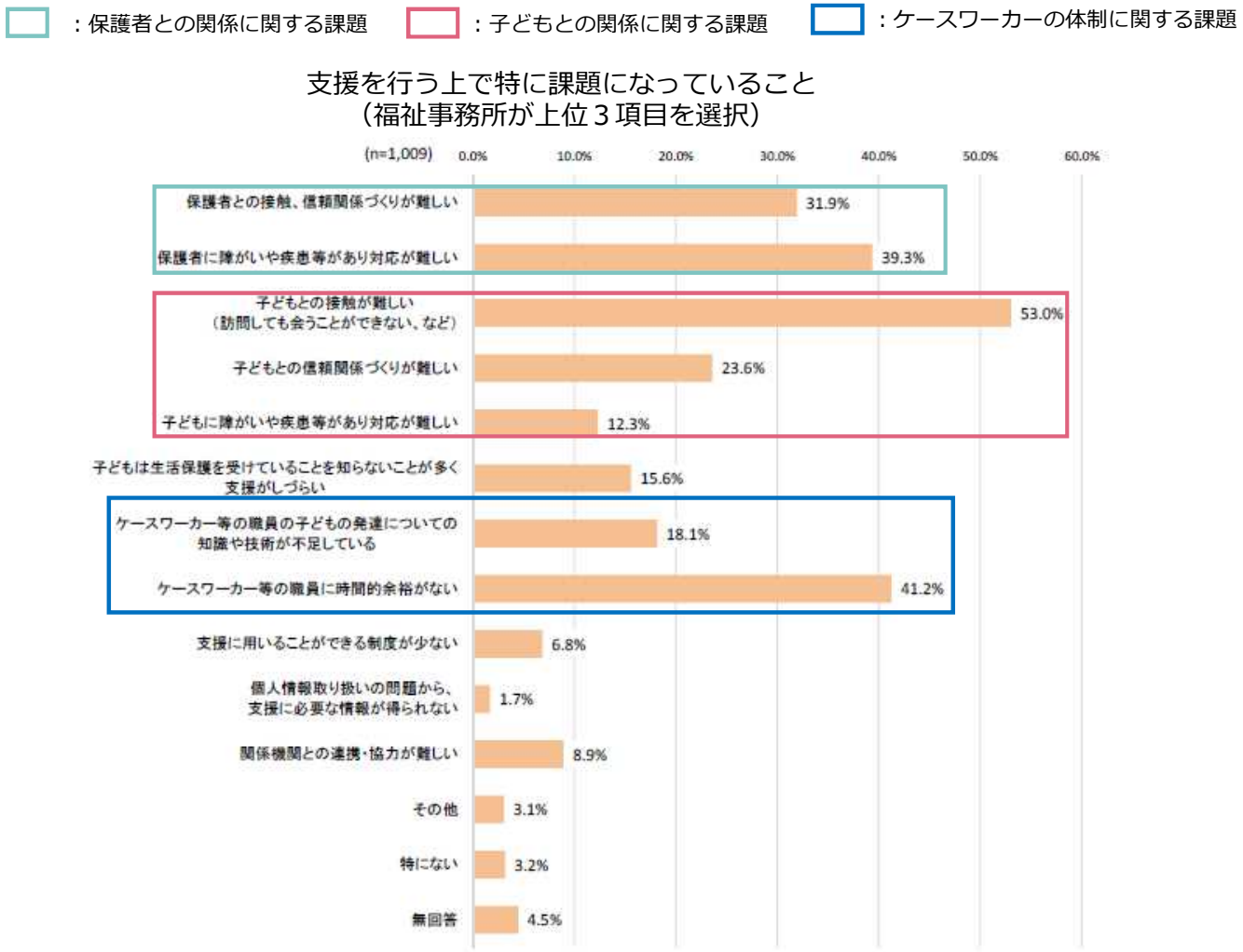

※　平成30 年度　生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業　報告書

３ー②．生活保護における学習支援費について

学習支援費の運用の見直し（平成30年度）

第42回社会保障審議
会生活保護基準部会
参考資料２より

○ 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入（※1）やクラブ活動費用（※2）として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前（H30.9月以前）【金銭給付（月額）】	見直し後（H30.10月以降）【実費支給（年額）】
小学校	２，６３０円（年間の支給総額３１，５６０円）	１５，７００円以内
中学校	４，４５０円（年間の支給総額５３，４００円）	５８，７００円以内
高　校	５，１５０円（年間の支給総額６１，８００円）	８３，０００円以内

※1　学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。
※2　ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

○ クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）、⑤合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。） など

支給手続

事前給付（あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合）

○ クラブ活動に要する費用が確認できる資料（※）によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の使途の確認（領収書・レシートの提出）は不要とすることを認める。
※　学校からのお知らせ（クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ）やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出 等

○ この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付（事前に必要額の把握が困難である場合）

○ 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

○ また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

※　令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

学習支援費の支給状況等（１／３）

第43回社会保障審議
会生活保護基準部会
資料２より

学習支援費の受給者数

		扶助受給人員数①（令和２年度末現在）	学習支援費受給実人数②（令和２年度内）	(②／①)
教育扶助		102,417	9,297	9.1%
	小学生	61,194	1,595	2.6%
	中学生	41,223	7,702	18.7%
高等学校等就学費		39,180	6,353	16.2%

学習支援費の支給月数

		学習支援費支給月数③（令和２年度内）	うち見直し前の水準以上の月数（※）④	(④／③)
教育扶助		27,415	13,059	47.6%
	小学生	3,691	1,832	49.6%
	中学生	23,724	11,227	47.3%
高等学校等就学費		21,713	9,893	45.6%

学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援費支給額（平均）⑤（令和２年度内）
教育扶助		8,211
	小学生	4,993
	中学生	8,711
高等学校等就学費		11,637

（参考）一般世帯における部活動の所属状況
（平成29年度運動部活動等に関する実態調査（スポーツ庁））

	部活動の所属状況	運動部	文化部	両方
中学生	91.9%	71.6%	19.4%	0.9%
高等学校	81.0%	52.9%	26.5%	1.6%

※　上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告（全福祉事務所1,250か所のうち1,230か所からの報告）をまとめたもの（令和２年度分）。

※　学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。

※　「見直し前の水準以上の月」とは、見直し後の学習支援費の一月当たりの支給額が見直し前の月額（定額）（小学生：2,630円　中学生：4,450円　高等学校就学費：5,150円）を超える月をいう。なお、見直し前の学習支援費は、「課外のクラブ活動費」だけではなく、「家庭内学習費用」にも対応しているため、見直し前の水準と見直し後の水準を単純に比較することはできない。

学習支援費の支給状況等（２／３）

生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）の有無（有効回答のあった福祉事務所1,213か所中）

	該当数	割合
①事前の案内（周知）を行っている。	1,038	85.6%
②事前の案内（周知）を行っていない。	175	14.4%

事前給付による学習支援費の支給の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,209か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	679	56.6%
②おおむね１０件中１～２件程度	229	19.1%
③おおむね１０件中３～４件程度	86	7.2%
④おおむね１０件中５件（約半数）程度	87	7.3%
⑤おおむね１０件中６～７件程度	39	3.3%
⑥おおむね１０件中８～９件程度	41	3.4%
⑦全部	39	3.3%

生活保護受給世帯からの物品等の購入前の相談の頻度（有効回答のあった福祉事務所1,200か所中）

	該当数	割合
①ほとんどない	368	30.4%
②おおむね１０件中１～２件程度	258	21.3%
③おおむね１０件中３～４件程度	111	9.2%
④おおむね１０件中５件（約半数）程度	150	12.4%
⑤おおむね１０件中６～７件程度	78	6.5%
⑥おおむね１０件中８～９件程度	135	11.2%
⑦全部	109	9.0%

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付の方法で申し出があった要因として考えられるもの（複数選択可）（有効回答のあった福祉事務所981か所中）

	該当数	割合
①生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを知らなかった	311	31.7%
②生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握することが困難だった	705	71.9%
③生活保護受給世帯が、物品等の金額が高額でなかった等により、事前に見積もり等を入手する手間をかけないこととした	751	76.6%
④その他	138	14.1%

※　上記結果は、報告のあった福祉事務所（1,230か所）からの学習支援費の支給状況をまとめたもの（令和２年度分）。
※　実績を積み上げたものではなく、日々の業務の中で把握されている概況の報告を受けたもの。
※　「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。
「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。

学習支援費の支給状況等（３／３）

第43回社会保障審議会生活保護基準部会資料２より

○事前の案内（周知）を行っている福祉事務所の状況（１０３８か所）

①学習支援費の受給者数

		扶助受給人員数①（令和２年度末現在）	学習支援費受給実人数②（令和２年度内）	(②／①)
教育扶助		93,840	8,679	9.2%
	小学生	56,145	1,468	2.6%
	中学生	37,695	7,211	19.1%
高等学校等就学費		35,924	5,929	16.5%

②学習支援費の支給月数

		学習支援費支給月数③（令和２年度内）	うち見直し前の水準以上の月数（※）④	(④／③)
教育扶助		26,408	12,318	46.6%
	小学生	3,524	1,738	49.3%
	中学生	22,884	10,580	46.2%
高等学校等就学費		20,689	9,084	43.9%

③学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援費支給額（平均）⑤（令和２年度内）
教育扶助		8,038
	小学生	4,948
	中学生	8,513
高等学校等就学費		11,404

○事前の案内（周知）を行っていない福祉事務所の状況（１７５か所）

①学習支援費の受給者数

		扶助受給人員数①（令和２年度末現在）	学習支援費受給実人数②（令和２年度内）	(②／①)
教育扶助		8,577	618	7.2%
	小学生	5,049	127	2.5%
	中学生	3,528	491	13.9%
高等学校等就学費		3,256	424	13.0%

②学習支援費の支給月数

		学習支援費支給月数③（令和２年度内）	うち見直し前の水準以上の月数（※）④	(④／③)
教育扶助		1,007	741	73.6%
	小学生	167	94	56.3%
	中学生	840	647	77.0%
高等学校等就学費		1,024	809	79.0%

③学習支援費の一月当たり支給額（平均）

		一月当たりの学習支援費支給額（平均）⑤（令和２年度内）
教育扶助		12,746
	小学生	5,949
	中学生	14,097
高等学校等就学費		16,357

３ー③．生活保護世帯における大学等進学支援について

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

進学準備給付金（H30～）

【生活保護法第55条の5】
負担金：国3／4、地方自治体　1／4

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。　（自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円）

【対象者】

生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの

※ 出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。
※やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学する者等も含む。

進学準備給付金の支給状況

	支給人数	うち転居	うち非転居	支給率（%）
H30	4,427	887	3,540	95.1
H31	4,956	982	3,614	97.5
R2	4,585	1,064	3,521	97.8
R3（暫定値）	4,643	1,007	3,636	96.6

出典：保護課調べ

大学就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施（H30～）

東京都23区（1級地の1）母と子2人の3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母（40～20歳）、第1子：高校卒業生（18歳）、第2子：高校生（18～15歳）の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	19万4,980円	15万4,040円	▲4万940円
住宅扶助（上限額）	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費（基本額）（第２子）	5,200円	5,200円	0
合計	26万9,980円	22万3,240円	▲4万6,740円

（注）金額は平成30年10月1日現在

（参考）第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算（子1人は21,400円、子2人めは＋2,800円）、児童養育加算（1人あたり10,000円）及び第1子の高等学校等就学費（基本額：5,200円）を含めると、合計で約6万円の減額となる。

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

○ 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。

○ 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	収入認定除外（恵与金・貸付金）	収入認定除外（アルバイト収入）	（参考） 保護費のやり繰りによる預貯金
使用目的	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起（H26.4～）	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの
考え方	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費 （恵与金・貸付金はH28.7～、アルバイト収入はH26.4～）		・同上
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費（H27.10～） ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用　等 （恵与金・貸付金はH28.7～、アルバイト収入はH26.4～、保護費のやり繰りはH25.4～） ・大学等の受験に必要となる費用（交通費、宿泊費等）（H30.4～明確化） ・就職活動費用（H31.4～）		

高等教育の修学支援新制度について　（実施時期：令和２年４月１日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年５月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等の減免　②給付型奨学金の支給
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯　及び　それに準ずる世帯の学生
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和４年度予算額　5,196億円

授業料等減免　2,671億円※
給付型奨学金　2,525億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額　5,601億円

授業料等減免

○　各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○　日本学生支援機構が各学生に支給
○　学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の２／３又は１／３を支援し、支援額の段差を滑らかに

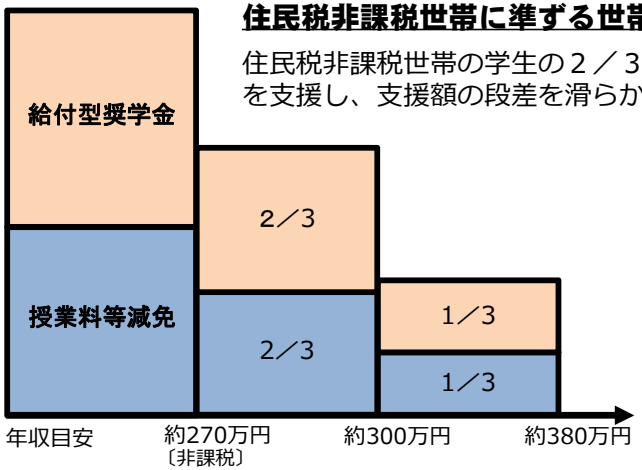

（両親・本人・中学生の家族４人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

○　進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
○　大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

○　学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
○　経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照（https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm）

大学生等への生活保護の適用について

現行の取扱い

・生活保護費を受給しながら大学等に就学することを最低生活保障の対象として認めることは、一般世帯において高校卒業後に就職する者や、奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら就学する者がいることとの均衡から困難であるため、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、①**大学等への進学者を生活保護世帯の生計とは別**（世帯分離）とした上で、②大学等への進学者以外の世帯員について、引き続き生活保護の対象としている。

＊ 世帯分離により進学者分の保護費は支給されなくなる一方で、アルバイト等による収入の申告は不要となる。

・また、大学等への進学を支援するため、**進学準備給付金の創設**や、自宅から大学等に進学する場合の、世帯分離による世帯員の減少に伴う住宅扶助費の減額のとりやめ等の取組を行っている（平成30年～）。

＊ 進学準備給付金：大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付（自宅通学で10万円、自宅外通学で30万円）。

（参考）夜間大学については、①就学する者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること、②就学が世帯の自立助長に効果的であること、のいずれにも該当する場合、生活保護費を受給しながら就学することができる取扱いとしている。

一般低所得世帯との均衡

・生活保護費を受給しながら大学等に就学することを最低生活保障の対象として認めるに当たっては、**一般世帯との均衡を考慮**する必要がある。

・現状では、一般世帯の中にも、
① 高等学校卒業後、大学等に進学せずに就職する者や、
② 奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う者
が存在。これらの者とのバランスを考慮し、最低生活保障の対象として認めていないところ。

（参考１）生活保護費を受給しながら高校に就学することを認めた昭和45年度時点での高校等進学率は82.1%であり、更に上昇していくことが見込まれていた。実際に、昭和49年には90%を超えた。一方、大学等進学率（過年度卒を含む）は、平成26年度に80%台に到達以降、あまり変化していない（令和３年度：83.8%）。

（参考２）仕送り額が０円の下宿生は、下宿生全体の７.５%。下宿生の１ヶ月の平均生活費は12.5万円であるが、仕送り額が10万円以上の下宿生は、下宿生全体の27.9%。（出典：2021年全国大学生協連調べ）

（参考３）R2年度の貸与型奨学金の貸与人員は、大学等の学生全体の34%。

大学生等への生活保護の適用について

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書

（平成29年12月15日）（抄）

Ⅲ．各論

４．貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

（２）生活保護世帯の子どもの大学等への進学について

○　我が国においては、大学等への進学が既に一般化していると考えられるとして、大学等に進学する子どもについて生活保護の対象から外す、いわゆる「世帯分離」を行うべきではなく、アルバイト収入等を学費等の経費に充てた上で、生活保護を受給しながら大学等に進学すること（世帯内就学）を認めるべきとの意見があった。

○　他方で、給付型奨学金の拡充や社会人の学び直しの支援など大学等の役割が議論されている中で、大学等進学後の教育費・生活費は生活保護制度に限らず、国全体として支えていくべき課題であるとの意見や、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉え、多様な選択肢を確保するという観点で考えるべきとの意見、大学等に進学しない子どもや生活保護世帯以外の低所得世帯の子どもとのバランスを考慮する必要があるとの意見もあった。

（以下略）

３－④．特に御議論いただきたい事項について

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理（令和４年４月22日）（抜粋）
４．子どもの貧困対策について

現状と基本的な方向

- 生活保護世帯も含めた生活困窮家庭に対し、子どもの学習・生活支援事業において、進路相談、中退防止のための支援、子どもの居場所づくりに関する支援を含む学習・生活支援を行っている。
- 平成30年法改正により、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する「進学準備給付金」を創設した。
- 併せて、大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じた。
- 平成26年より、生活保護世帯の高校生のアルバイト収入等について、大学等に就学するために事前に必要な入学料等に充てられる場合には、収入認定から除外している。さらに、平成30年からは、これに受験料や受験に必要な交通費、宿泊費も含むことを明示している。
- 子どもの貧困対策については、政府全体として、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業等、様々な取組が行われている。こうした取組とも連携し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を推進する必要がある。
- また、生活保護世帯の親の子育てや教育に関する意識等が高くないケースがあることや、親の抱える課題が子どもの養育環境にも影響を与えることが少なくないことも踏まえ、親も含めた世帯全体に対する効果的な支援方策を検討していく必要がある。

※一部改変

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理（令和４年４月22日）（抜粋）
４．子どもの貧困対策について

具体的な議論

- 生活保護世帯については、親の教育への意識が高くないケースがある、子どもに直接アプローチする機会がない等の課題があり、有効なアプローチがしづらい。
- 進学準備給付金等の取組により、生活保護世帯の子どもに対して大学等への進学を勧めやすくなり、効果をあげられていると考えられる。
- 大学等への進学に向けた各種支援策が拡充されている中で、一般世帯の中にも、高等学校卒業後、大学等に進学せずに就職する者や、奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う者が存在することとの均衡も踏まえれば、世帯内修学を認めるような段階にはないと考えられる。
- 令和２年度から修学支援新制度が開始されたが、生活保護の現場には浸透しておらず、更なる周知が必要である。

※一部改変

特に御議論いただきたい事項

（親を含めた子育て世帯全体への支援について）

○　一般世帯と比べ、生活保護世帯の親の子どもに対する養育環境に差があることや、親も地域で相談できる者がいない状態の者が少なくないこと等を踏まえ、子どもの貧困対策の観点から、親も含めた世帯全体の支援を行っていく必要性についてどのように考えるか。

○　また、その際、自治体（ケースワーカー）による子どもへの接触が難しい状況や、ケースワーカーに子育てに関する専門性の不足や時間的余裕のない状況がある中で、自立支援プログラムにおける個別支援プログラムを活用し、教育支援専門員を配置して訪問等による親を含めた世帯全体への支援を行っている事例も踏まえ、親に子どもの将来について関心を持たせるような意識付けも含め、子育て世帯の家庭環境の改善を主として行っていく取組について、その推進方策をどのように考えるか。

（学習支援費について）

○　学習支援費については、被保護者からの申出により給付することとなっているが、その更なる活用を図る観点から、ケースワーカー等からより積極的な制度周知を行う必要があるのではないか。

（大学等への進学について）

○　生活保護制度においては、現状、一般世帯においても、①高等学校卒業後、大学等に進学せずに就職する者や、②奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う者がおり、これらの者とのバランスを考慮すると、生活保護費を受給しながら大学等に就学することを最低生活保障の対象として認めることは困難であるとの考え方をとっている。令和２年度から高等教育の修学支援新制度により大学等進学者へ生活費が支給されており、一般施策による低所得世帯に対する進学支援が強化されている状況も踏まえ、どのように考えるか。

（大学等進学に要する費用の取扱いについて）

○　生活保護制度における高校生への大学等進学支援として、大学等進学に要する諸費用のうち、大学等入学料・受験料、大学等の受験に必要となる費用（交通費、宿泊費等）などについては、収入として認定しない取扱いとしているが、収入認定除外の対象となる費用の範囲について、どのように考えるか。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子供の相対的貧困率の推移

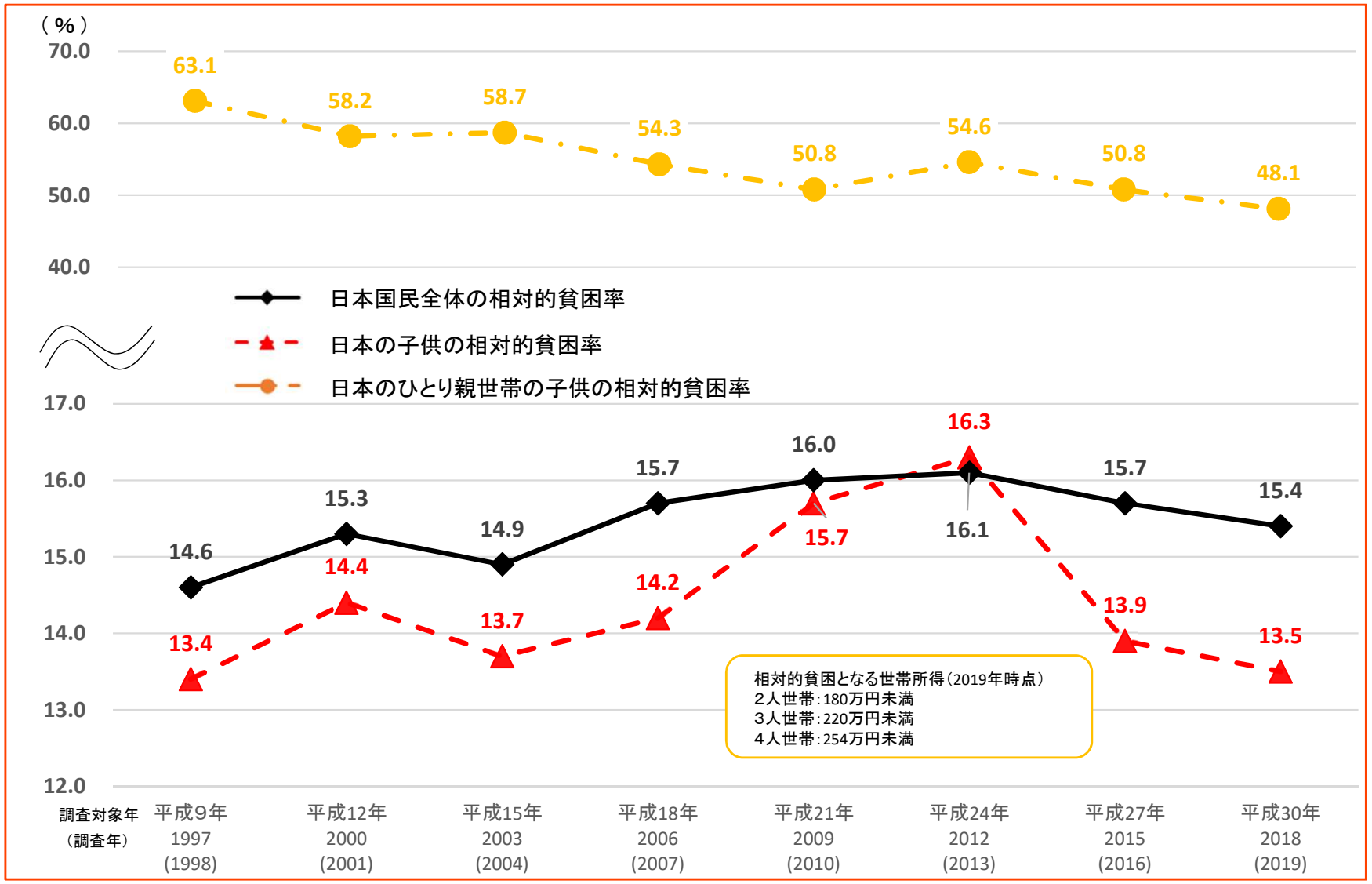

※相対的貧困率とは、等価可処分所得（※1）の貧困線（※2）に満たない人の割合。
→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。
（※1）世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割った金額
（※2）等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位（中央値）の金額の半分の金額。2019年調査時点で127万円。
（出所）国民生活基礎調査（厚生労働省）

子供の高等学校等進学率・中退率

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の高等学校等進学率は、いずれも上昇しており9割を超えている。
- 生活保護世帯の子供の高等学校等中退率は、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

子供の高等学校等進学率の推移

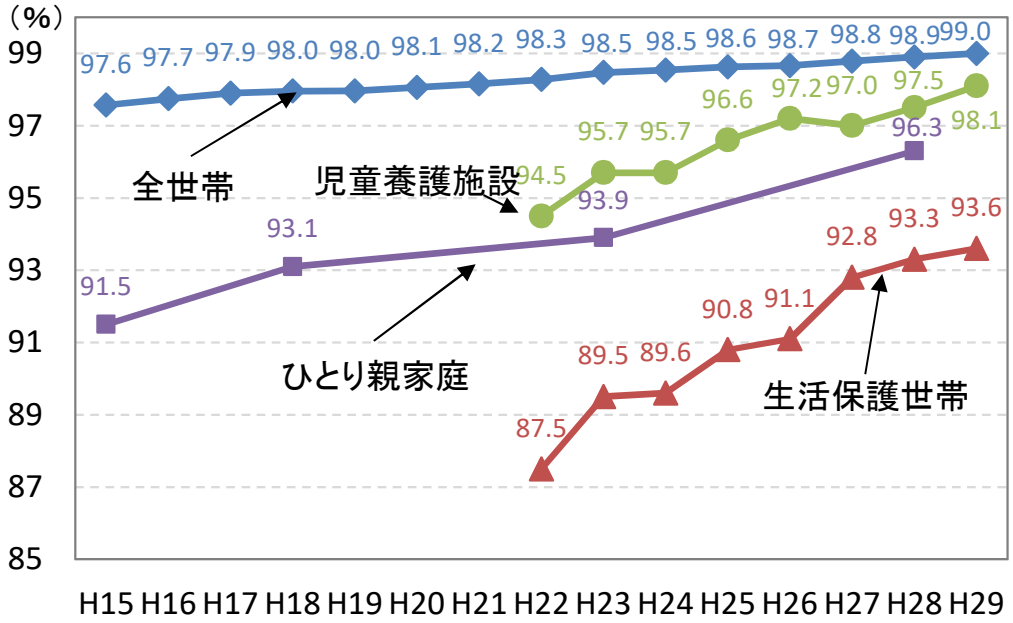

注１）生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
なお、平成24年度以前＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、
高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合
平成25年度＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、
高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
平成26年度以降＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、
高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
注２）児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
注３）ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、
平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
注４）全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

子供の高等学校等中退率の推移

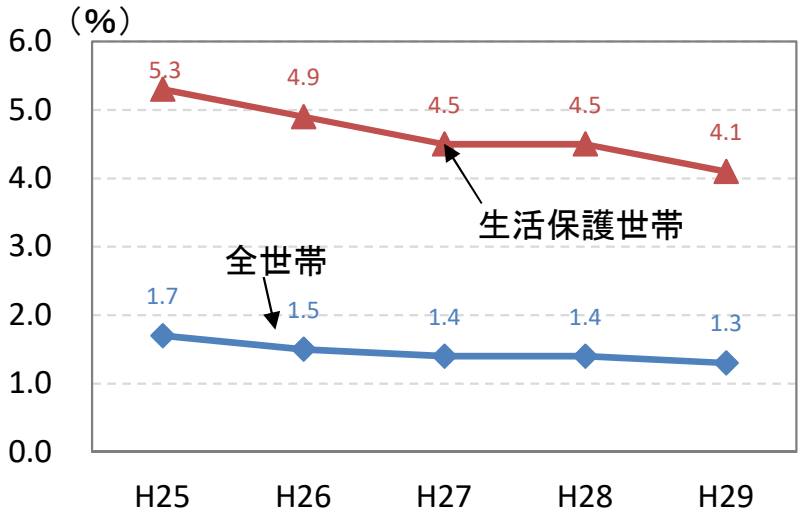

注１）生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
注２）全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

【参考】児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

１．子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

２．一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

３．社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

４．児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

５．一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から７日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

６．子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

７．児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、７の一部は公布後3月を経過した日、令和５年４月１日又は公布後2年以内で政令で定める日）

【参考】市区町村における子育て家庭への支援の充実

○　要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。

※１　保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童　　※２　出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦

○　地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。

○　市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

➢　要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）

➢　訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言　等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

➢　養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象

➢　児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整　等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

➢　要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象

➢　親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）　等

拡充

子育て短期支援事業

➢　保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。

➢　専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

➢　子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

✓ 市区町村の計画的整備

✓ 子ども・子育て交付金の充当

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和３年度第１次補正予算額：６０２億円（安心こども基金に計上）

目　的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

１．母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

（１）母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】

（２）母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進　【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】

（３）若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】

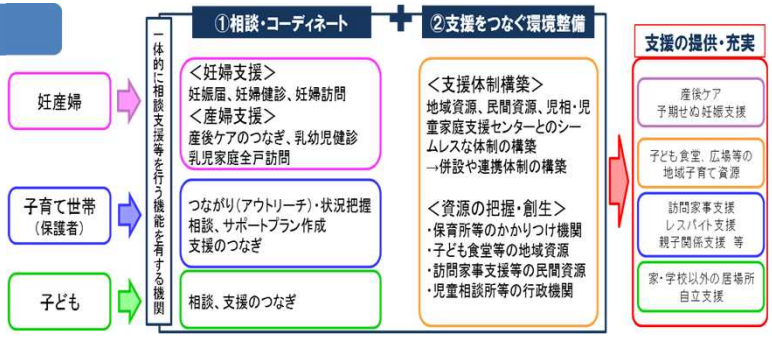

２．支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

（１）子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】

（２）ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】

（３）家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】

（訪問家事育児支援）

（親子関係形成支援）

（子どもの居場所支援）

（４）子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】

３．支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

（１）支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】

（２）児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】

（３）社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】

（支援の必要性の高い妊産婦の支援）

（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和３年度～令和５年度末

こども家庭庁の組織・事務・権限について（イメージ）

（参考１）

○内閣府の外局として設置
○令和5年度のできる限り早期に設置
○内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
（移管する定員を大幅に上回る体制を目指す）

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
- 青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官（政策調整）】
- 少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- 犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- 児童虐待防止対策【厚生労働省】
- 児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

○ 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
○ こどもや子育て当事者、現場（地方自治体、支援を行う民間団体等）の意見を政策立案に反映する仕組みの導入（これらを踏まえた各府省所管事務への関与）

各府省から移管される事務

＜内閣府＞
○政策統括官（政策調整担当）が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
○子ども・子育て本部が所掌する事務
＜文部科学省＞
○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
＜厚生労働省＞
○子ども家庭局が所掌する事務（婦人保護事業を除く。）
○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備　等

※CDR ：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省
- ○教育の振興
- ○学校教育の振興（制度、教育課程、免許、財政支援など）
- ○幼児教育の振興
- ○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省
- ○医療の普及及び向上
- ○労働者の働く環境の整備

その他の府省

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin_gaiyou.pdf

ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目　　的

○　ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

○　①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

①　基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
②　学習習慣の定着等の学習支援
③　食事の提供

《②：東京都世田谷区》

《②：東京都江戸川区》

《③：北九州市》

実施体制・実施方法

○　地域の学生や教員ＯＢ等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。

○　食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
（食材費は、実費徴収可）

○　支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
【令和４年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(160億円)の内数
【R2実績（延べ利用人数）】268,143人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等

コーディネーター・管理者

地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）

＜支援の内容（例）＞

学習支援　遊び等の諸活動　調理実習 食事の提供

地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（放課後子供教室・地域未来塾）

（地域と学校の連携・協働体制構築事業　令和4年度予算額　6,859百万円の内数）
（前年度予算額　6,755百万円の内数）

文部科学省

内容　全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

地域学校協働活動※

○学校の教育活動、授業内容等の共有
○宿題実施にあたっての指導方法等の共有
○学校で実施できなかった体験活動や実験等の実施依頼

連携・協働

地域学校協働活動推進員
（地域と学校をつなぐコーディネーター）

連携・協働

学習支援員・協働活動支援員等
（学習支援等の実施、サポート）

参画

退職教員、大学生、地域住民、民間教育事業者等の様々な地域人材

地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

※地域学校協働活動
地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援・体験活動を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることにより、地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る

【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】
- 予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- 大学生等による進路相談
- 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など

○ 実費以外は原則利用者負担なし
○ 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
○ 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
○ 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
○ 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
○ 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

生活保護世帯の保護者が困っていること、悩んでいること、相談したいこと

○　生活保護世帯の親が困っていることとしては、「生活費に関すること」が最も多く、次いで「子どもの将来のこと」、「保護者の健康・障害のこと」となっている。

：子どもの進路に関する悩み

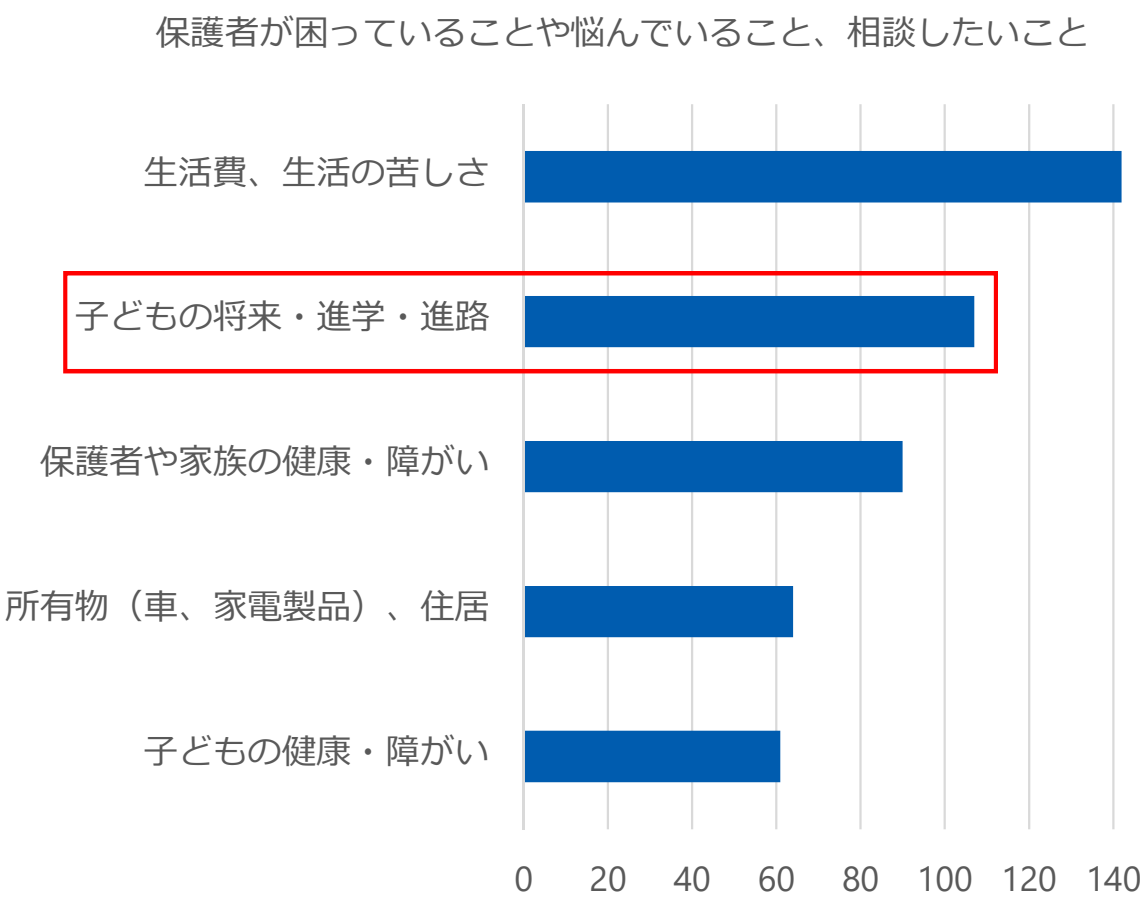

悩み	具体的な内容
生活費、生活の苦しさ	○習い事や学校での必要経費にお金がかかり、自分のために使えるお金がまったくない。 ○部活もしたいと言われても、先にお金のことがあるのでなかなか難しいです。 ○毎月ギリギリの生活費で、子どもたちと出かけたり、思い出に残るようなことをしたことがない。
子どもの将来、進学・進路	○子どもが大きくなるにつれて学校費用などお金がかかるようになり、大学に行きたいという子にダメと言いたくないし、過ごしていけるか不安になる。 ○病気の子ども２人との生活の中で、上の子は専門学校へ行きたいと言っていますが、入学金とかいろいろかかるため、行かせることができない。
保護者や家族の健康・障がい	○日によって体調が変動するので、相談会などの予約ができない（行かれる自信がない）。 ○仕事をしたいのですが、体調が不安定。自宅でできる仕事がしたいのですが、情報が少ない。
所有物（車、家電製品など）、住居	○子どもたちに自宅で勉強する場所がないと言われます。洋服や靴も買ってあげられない。お小遣いもあげられない。携帯や一人一人の自転車などをほしがる。 ○必要な物を揃えられない。寒さや暑さの時期に費用が足りなくて困る。
子どもの健康・障がい	○母子家庭で子どもは発達障がい。小学校で学習支援学級に通っているが、中学、高校卒業、就職、自立できるか心配です。 ○発達障がい（ADHD）のせいで落ち着きがなく、突発的な動きに私がついていけません。親の心のケアが必要な時もあります。

※　平成30 年度　生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業　報告書

生活保護世帯の子どもが困っていること、悩んでいること、相談したいこと

○　生活保護世帯の子どもが困っていることとしては、「進学・進路の希望と現実」が最も多く、次いで「周囲との関係」、「学校生活」となっている。

：子どもの進路に関する悩み

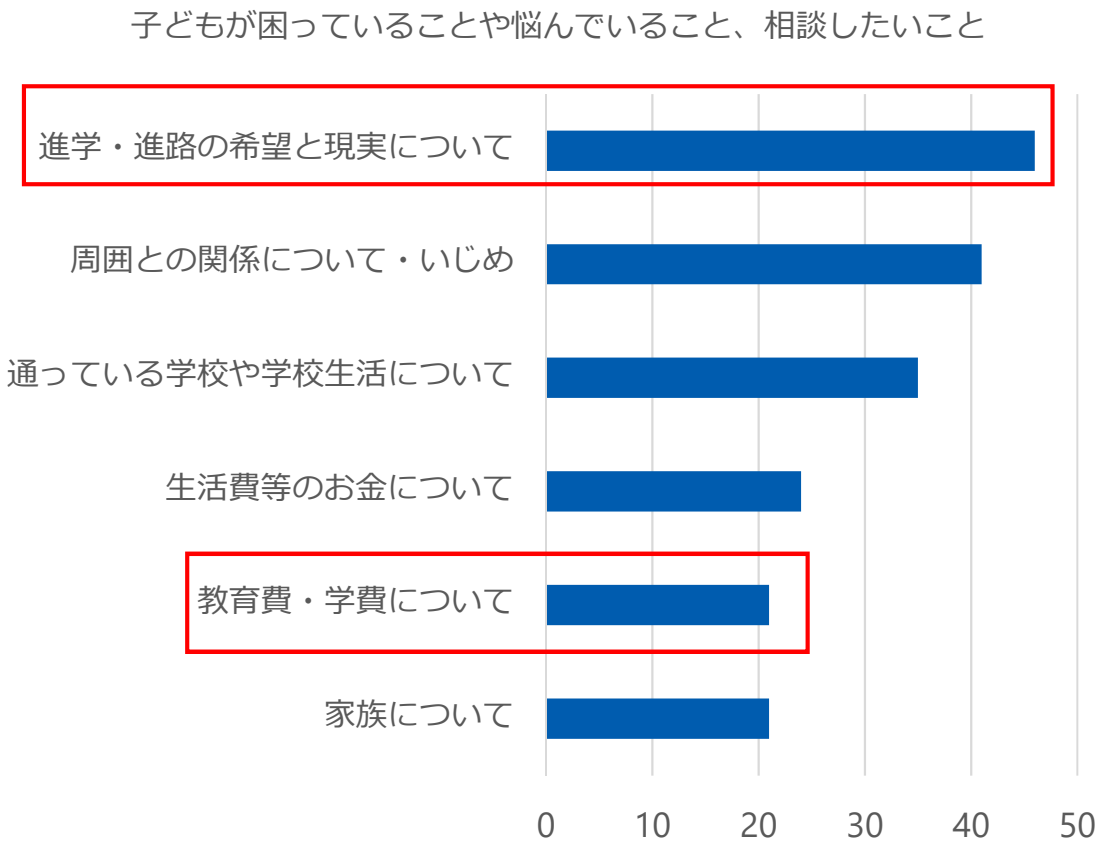

悩み	具体的な内容
進学・進路の希望と現実について	○大学に行きたいけど、家にお金がない。 ○高校卒業後、就職か進学か迷っている。お金の面での心配がある。 ○大学への進学が決まり、奨学金を借りて学費を払うのですが、それでも足りないです。
周囲との関係について・いじめ	○もっと周りの人達との人間関係を良好にしたい。 ○嫌がらせ（いじめっぽいもの）を受けている。友達と上手くいかない。
通っている学校や学校生活について	○学校の先生とぜんぜん合わなくて、すごく困っています。もっと学校に行きたいです。 ○卒業後の進路が全く見えない。担任との懇談でも頼りない答えしか返ってこなく、とても不安だ。
生活費等のお金について	○家賃で家計が逼迫している。 ○就職が決まり運転免許がほしい。しかしお金がない。
教育費・学費について	○高校や大学等の授業料も無償化にしてほしい。 ○進学時の費用を支援してほしい。塾に行くお金がないから、塾みたいにしっかりとした人に勉強を教えてほしい。
家族について	○お父さんがいないからお母さんが大変。お金がない。きょうだいが３人いるから大変。 ○私自身、知的、持病等があり、人に伝えることが難しかったりします。母も難病ですが、他に身内がいないため、母から色々と気をつけることを教えてもらっていますが、将来が不安です。 ○勉強をして働いて、お母さんを休ませたいです。

※　平成30 年度　生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業　報告書

自立支援プログラム策定数・実施状況リスト（令和２年度実績）

プログラム内容	プログラム策定数	プログラム実施状況	
	R3年3月末	参加者数（A）	達成者数（B）
（経済的自立に関する個別支援プログラム）			
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して就労支援を行うもの	884	46,288	25,811
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの	876	74,606	26,386
「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの	333	19,304	7,171
上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの。	84	6,810	3,411
ＳＶ・ＣＷのみで就労支援を行うもの	176	17,444	6,795
資格取得に関して支援を行うもの	59	5,106	2,136
年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	117	84,087	23,755
その他の経済的自立に関する自立支援プログラム	49	3,924	783
（日常生活自立に関する自立支援プログラム）			
入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	149	4,818	1,871
入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	61	6,453	1,791
看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	47	4,523	1,798
適切な障害福祉サービスの利用を支援するもの	69	3,732	1,872
生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うもの	99	26,352	7,253
薬局と連携した服薬管理・服薬指導を行うもの	8	719	683
居宅介護支援計画点検等の充実（適切な介護サービスの利用支援）を行うもの	27	74,786	4,694
在宅高齢者の日常生活を支援するもの	119	33,813	20,847
在宅障害者の日常生活を支援するもの	101	9,237	4,061
母子世帯の日常生活を支援するもの	63	1,804	1,060
多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	266	7,830	2,088
金銭管理の支援を行うもの	111	8,889	5,714
「居宅生活移行総合支援事業」を活用して行うもの	17	1,848	1,175
「社会的な居場所づくり支援事業」を活用して行うもの	12	373	254
「居住生活移行緊急支援事業」を活用して行うもの	27	5,289	1,872
（居場所づくり事業以外で、）アルコール依存、ギャンブル依存者等の日常生活を支援するもの	23	2,378	1,189
外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	12	704	638
総合的に日常生活を支援するもの	64	41,571	36,728
その他の日常生活自立に関する自立支援プログラム	42	4,240	1,045
（社会生活自立に関する自立支援プログラム）			
ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	48	3,565	2,821
引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	93	7,555	4,926
元ホームレスに対して支援を行うもの	46	2,620	1,466
「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの。	205	14,865	10,080
（学習支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	124	12,116	8,280
その他の社会生活自立に関する自立支援プログラム	20	3,634	2,935

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。

高等教育の修学支援新制度の採用者数（令和２年度）

○　令和２年度の高等教育の修学支援新制度の採用者数については、全体で約27万人。うち、私立大学が最多で約15万人、次いで私立専修学校（専門課程）が約５万人となっている。全体のうち、生活保護世帯出身者は8,645人。

学種	新規採用数	（区分）	（人数）
大学	198,910	国立	36,092
		公立	14,586
		私立	148,232
短期大学	14,280	国立	-
		公立	974
		私立	13,306
高等専門学校	3,480	国立	3,187
		公立	195
		私立	98
専修学校（専門課程）	55,009	国立	910
		公立	2,056
		私立	52,043
通信教育	500	大学	418
		短期大学	78
		専修学校（専門課程）	4
（参考）生活保護世帯出身者 ※全学年、全学種	8,645	-	-
合計	272,179	-	272,179

出典：令和２年度ＪＡＳＳＯ年報より保護課作成

大学等進学に要する費用について

○　大学入学までにかかる費用としては、国公立で183万円、私立で202万円となっており、準備費用は高額。

＜図表1＞入学までにかかった費用・国公立（専攻別／住まい別）　（円）

	国公立計			国公立文科系			国公立理工系			国公立医歯薬系		
	計	自宅生	下宿生	計	自宅生	下宿生	計	自宅生	下宿生	計	自宅生	下宿生
A.出願をするためにかかった費用	115,600	118,300	114,100	115,500	124,900	108,800	114,600	114,300	115,100	119,600	108,300	126,800
B.受験のための費用	60,800	28,200	76,800	57,400	28,000	74,900	61,400	27,100	74,500	69,700	32,300	92,300
C.学校納付金　①入学した大学	646,200	644,500	648,100	639,700	635,700	643,900	639,300	638,900	640,100	695,200	690,800	696,900
〃　②入学しなかった大学	278,700	280,900	276,800	250,200	260,000	241,800	270,100	259,600	271,600	456,000	463,700	459,300
D.合格発表や入学手続きのための費用	37,100	8,700	51,200	33,900	8,700	49,800	39,000	8,500	50,300	40,300	9,700	58,700
E.入学式出席のための費用	31,100	15,100	43,100	27,100	14,100	39,100	34,100	15,300	45,400	32,600	17,900	45,700
F.教科書・教材購入費用	232,200	214,800	242,800	217,800	201,600	229,700	237,600	220,500	245,800	257,200	240,700	270,200
G.住まい探しの費用	210,400	—	215,100	208,400	—	212,700	202,200	—	206,700	253,600	—	260,500
H.生活用品購入費用	219,900	94,500	295,000	205,500	90,500	290,300	227,400	98,300	290,000	237,100	96,400	332,200
I.その他の費用	280,000	142,600	353,800	261,000	142,200	339,600	292,700	139,500	357,600	291,300	153,200	381,300
合計	1,834,300	,415,300	2,099,400	1,754,900	1,403,500	2,025,300	1,875,800	1,408,900	2,115,800	1,932,200	1,472,600	2,260,100

＜図表2＞入学までにかかった費用・私立（専攻別／住まい別）　（円）

	私立計			私立文科系			私立理工系			私立医歯薬系		
	計	自宅生	下宿生	計	自宅生	下宿生	計	自宅生	下宿生	計	自宅生	下宿生
A.出願をするためにかかった費用	144,100	146,700	142,500	139,200	140,300	140,600	153,800	159,700	146,400	163,500	165,900	153,300
B.受験のための費用	45,000	28,600	71,400	43,900	27,900	69,200	46,900	29,100	75,500	51,800	35,500	88,000
C.学校納付金　①入学した大学	966,000	955,500	987,600	891,000	876,500	918,700	1,079,700	1,060,600	1,118,500	1,511,800	1,532,600	1,462,700
〃　②入学しなかった大学	296,400	296,200	298,700	269,300	273,200	264,300	331,600	320,600	356,000	402,000	396,400	417,800
D.合格発表や入学手続きのための費用	25,000	11,500	47,500	24,800	11,700	47,600	26,600	11,400	48,100	17,500	9,100	39,300
E.入学式出席のための費用	24,600	15,200	44,200	24,200	15,200	43,400	26,100	15,000	47,200	20,500	15,900	34,700
F.教科書・教材購入費用	190,600	181,100	210,200	181,300	171,500	201,000	208,000	198,300	229,000	232,700	224,000	254,900
G.住まい探しの費用	256,200	—	260,700	258,500	—	264,100	247,100	—	249,600	297,800	—	299,200
H.生活用品購入費用	158,500	84,900	288,100	159,000	86,200	285,300	161,400	81,200	296,400	131,300	87,500	271,000
I.その他の費用	184,700	119,100	299,300	182,600	117,900	295,600	190,000	119,600	306,200	184,200	134,600	325,800
合計	2,020,700	,800,000	2,464,400	1,871,700	1,642,800	2,322,800	2,279,200	2,042,500	2,754,300	2,857,900	2,743,800	3,157,300

※　2021年度保護者に聞く新入生調査　全国大学生活協同組合連合会

都道府県別一般世帯及び生活保護世帯の大学等進学率(令和３年4月１日時点)

○　生活保護世帯の都道府県別の大学等進学率については、一般世帯と比較して、最高値と最小値の差が大きい。

一般世帯の進学率	最高値：83.9% 最小値：60.7%	23.2ポイント差
保護世帯の進学率	最高値：49.2 % 最小値：16.7%	32.5ポイント差

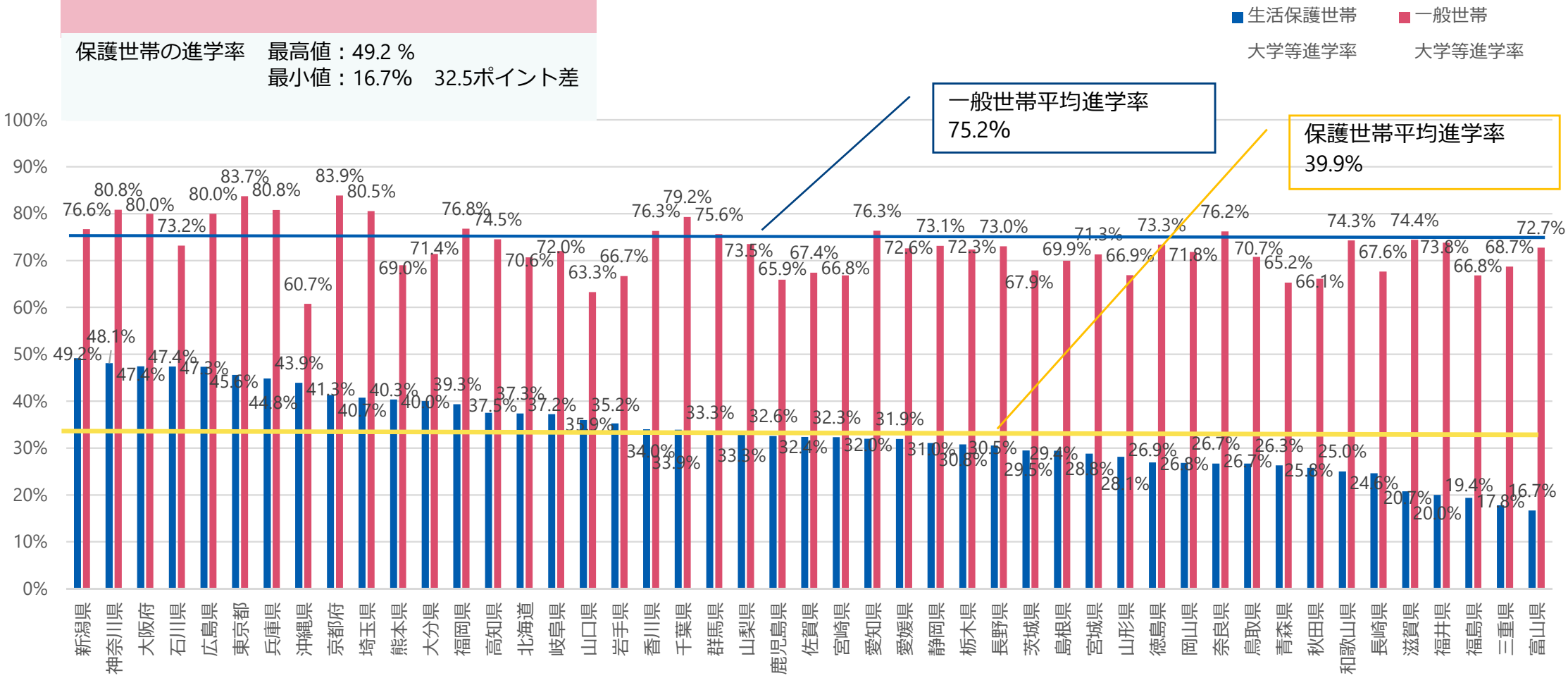

出典：生活保護世帯の大学等進学率については厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(注1)「生活保護世帯」と「一般世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

(注2) 令和４年８月２日時点で自治体に確認が取れた数値を記載。

下宿している大学生への仕送り状況について

○　下宿をしている大学生のうち、仕送りが０円の大学生は、下宿生全体の7.5%。
○　一方で、下宿生の平均生活費は12.5万円であるが、仕送りが10万円以上の下宿生は、下宿生全体の27.9%となっている。

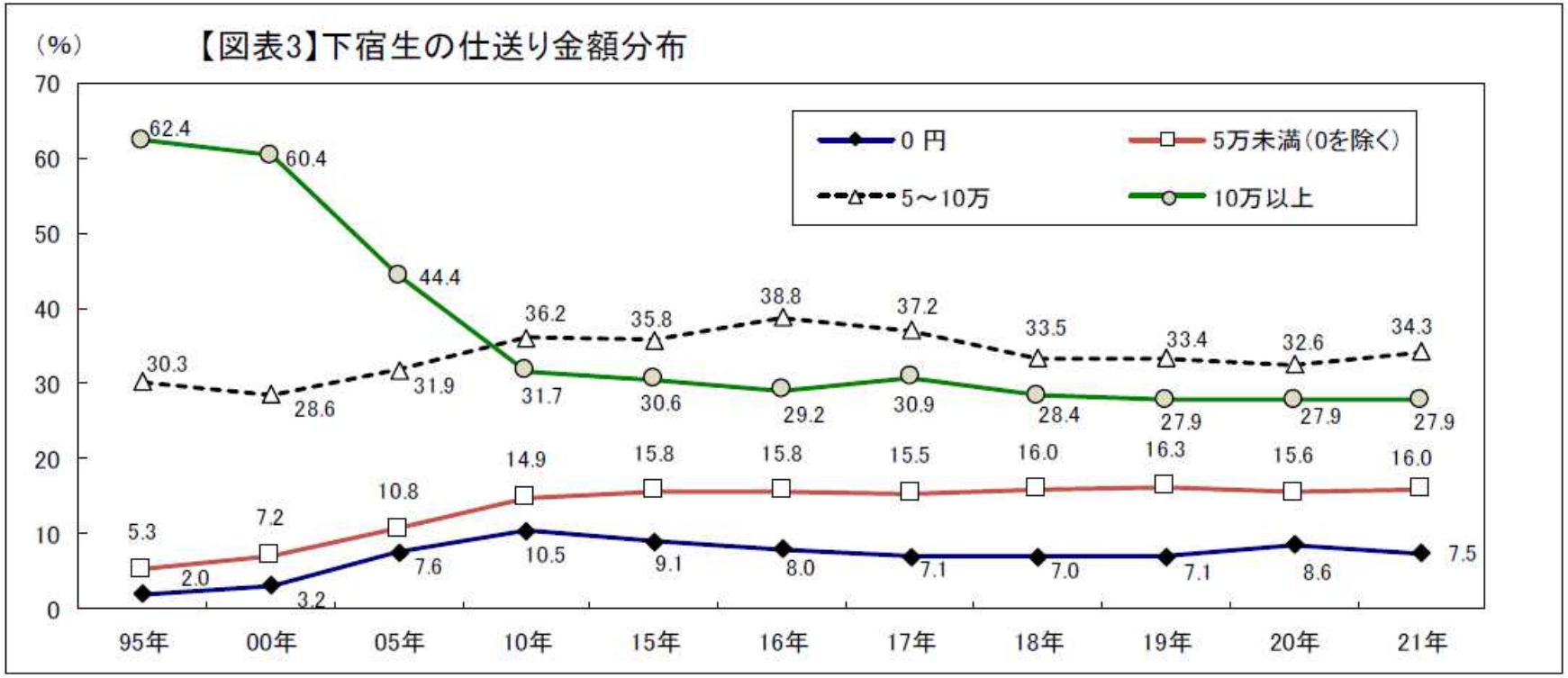

※第57 回学生生活実態調査（2021年ＣＯＯＰ）

https://www.univcoop.or.jp/press/life/pdf/pdf_report57.pdf

大学生のアルバイト従事状況について

○　令和２年度の大学生のアルバイト従事状況については、全大学生の80%がアルバイトに従事している。

［単位：%］

区　分			平成28年度	平成30年度		令和2年度	
大学（昼間部）	アルバイト従事者		83.6	86.1	(2.5)	80.7	(▲5.4)
		家庭からの給付のみで修学可能	47.5	52.0	(4.5)	49.1	(▲2.9)
		家庭からの給付のみでは修学不自由・困難及び給付無し	36.0	34.1	(▲1.9)	31.5	(▲2.6)
	アルバイト非従事者		16.4	13.9	(▲2.5)	19.3	(5.4)

※令和２年度　学生生活調査結果　ＪＡＳＳＯ

学校種別の貸与状況

令和2年度

（単位：人）

	奨学生数（A）	全学生数（B）	割合（A/B）	何人に1人
大学	886,763	2,623,572	33.8%	2.96
短期大学	42,870	104,871	40.9%	2.45
大学院	50,815	190,549	26.7%	3.75
高等専門学校	2,505	53,699	4.7%	21.44
専修学校（専門課程）	216,314	526,969	41.0%	2.44
合計	1,199,267	3,499,660	**34.3%**	**2.92**

【参考】平成16年度

（単位：人）

奨学生数（A）	全学生数（B）	割合（A/B）	何人に1人
588,442	2,505,923	23.5%	4.26
47,878	225,995	21.2%	4.72
80,178	202,554	39.6%	2.53
6,605	56,076	11.8%	8.49
103,453	628,630	16.5%	6.08
826,556	3,619,178	22.8%	4.38

※大学・短期大学・高等専門学校の学生数は各年度における学校基本調査報告書、大学院・専修学校（専門課程）は各年度の日本学生支援機構調査によります。

JASSOが発足した平成16年度には、JASSO奨学金の貸与者割合は22.8％でしたが、令和2年度には34.3％に達し、特に**短期大学、専修学校（専門課程）では４割超**となっています。

父母等による暴力等を理由に避難した大学生等への奨学金による支援について

これまで

○日本学生支援機構の奨学金は、暴力等を理由に父母等の元から避難した学生については毎年春と秋に実施する**定期採用のみ**。

○避難のタイミングによっては支援開始まで**長期間を要するケース**があり得る。

○家計が急変した際に随時採用する仕組みがあるが、その対象は以下に限定しており、**暴力等を理由とした避難は対象外**。

家計を急変させる予期できない事由
（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、 失職（※）、災害等
（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

今　後

○避難した時期によって長期間奨学金の支援を受けられない場合、修学の継続が困難になるケースが想定されることから、
暴力等を理由とした避難をした場合も、随時採用の申請を受け付けることができるよう、運用を変更する。

○申請に当たっては、当該学生が暴力等を理由として避難をしている（保護された）ことについて、公的機関の証明を求める。

学生からの相談を受ける大学等への周知期間も考慮し、**令和4年7月1日から受付を開始する**。

家計が急変した学生等への支援について

（高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～）

趣 旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。
住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由
（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、
失職（※１）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）
父母等による暴力等からの避難（※２）

（※１）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
（※２）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年２回（４月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	４月始期　又は　10月始期	随時（認定後速やか）　**※申請日の属する月の分から支給開始**
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割　課税標準額×6% －（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得　※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得　※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年１回）	３カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

○　保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。
（父母等による暴力等から避難した学生等も対象）

	緊急採用（無利子）奨学金	応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	**家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定** （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども１人～３人世帯の場合	**家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定** （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども１人～３人世帯の場合
採用時期	**随時**	**随時**
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

貸与月額　※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大学				短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。
※給付型奨学金と合わせて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金　貸与利率（令和４年３月現在）】

・利率見直し方式：0.040％
・利率固定方式　：0.369％